

ディスクロージャー

2012

— JA理解が深まることを願って —

●▶
堺市農業協同組合

はじめに

JA堺市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当組合に対するご理解を一層深めていただくために、当組合の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のみなさまのためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー2012」を作成いたしました。

みなさまが当組合の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお 願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年7月 堺市農業協同組合

		JAのフ	ĴП,	フィ	ール	※平成24	年3月	31日現在
◇設 立◇本所所在地◇出 資 金◇総 資 産◇単体自己資本比	昭和44年3月 堺市西区上野芝町2丁 11億円 3,913億円 率 17.56%	◇組↑ ◇役 ◇職	員	数	23,265 人 31 人 338 人	◇支 ◇営農セン ◇農産物直 ◇生活セン	売所	21 カ所 1 カ所 1 カ所 1 カ所

Disclosure もくじ

ごあいさつ・・・・・・・1
【事業活動の案内】
1. 経営理念2
2. 経営方針2
3. 経営管理体制2
4. 農業振興活動2
5. 地域貢献情報等3
6. 事業の概況4
7. 事業活動のトピックス6
8. リスク管理の状況8
9. 主な事業の内容 17
【経営資料】
I . 決算の状況······ 28
Ⅱ. 損益の状況 42
Ⅲ. 事業の概要 44
IV. 経営指標····· 53
V. バーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示
≪定性的な開示事項≫ 54
≪定量的な開示事項≫ 57
【JAの概要】
1. 機構図62
2. 役員一覧 63
3. 組合員数 63
4. 組合員組織の状況 63
5. 特定信用事業代理業者の状況 63
6. 地区一覧 64
7. 店舗一覧
8. 沿革・あゆみ66
開示項目一覧 68

●ディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、通常、「情報開示」を意味し、国や行政が文書を一般の市民に公表する事や、企業が株主や利害関係者のために、財務情報や企業活動の情報を公開することをいいます。

JAにおいても、信用事業の業務範囲の拡大にともない、 経営情報の開示を通じて経営の透明性を高める観点等から、 信用事業を行うJAについてのディスクロージャーが農業協 同組合法(第54条の3)により求められています。

JAが一般の金融機関と大きく異なっている点は、信用事業のほかに共済・購買・販売等といった各事業が、相互補完的に結合した複合的な事業体であるということです。

そして一番大きな違い、それはJAが組合員により組織され、組合員が運営し、組合員が利用する非営利・協同組合組織であるということです。すなわち、一般の金融機関であれば、いかに利益を上げて高い株式配当につとめるかが最も重要視されるわけですが、JAにおいては、いかに組合員利用者の方々に貢献するかが大切で、それがJA設立の目的でもあります。

そこには、経営効率の指標では計れない様々な事業、例えば指導事業や利用事業等、またそれらにともなう共同利用施設・設備等の設置など、営利法人には見られないJAの特徴的な事業・経営があります。

事業内容に違いがあっても、みなさまの大切な財産をお 預かりしている以上、また、協同組合組織として当然のこ ととして健全で安定した経営に心がけるとともに経営内容 を公開し、組合員等利用者・地域住民のみなさまの信頼を 得ることが重要だと考えております。

- ※2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。



堺市農業協同組合 代表理事組合長

土山和英



組合員・利用者のみなさまには、平素よりJA堺市に温かいご支援、ご愛顧をいただきまして、誠にありがとうございます。

わが国経済は、震災復興にともなう国内需要が引き続き堅調に推移し、海外経済が減速 した状態から脱していくにつれて、緩やかな回復経路に復していくと思われます。しかし、 潜在的な円高圧力、電力不足問題、さらには欧州債務問題や中国経済の先行き懸念等、不 透明感が強い点には注視が必要です。

一方、TPP問題をはじめとして、農地の効率的利用をはかる農地制度の見直しや、社会保障と税の一体改革における議論など、都市農業を取り巻く情勢は厳しい状況が続くことが想定されます。JAにおいても、高齢化や担い手不足による農地減少が進むなか、多様化する組合員ニーズに対応できる組合員・利用者目線に立った事業展開が求められています。

2012年は、国連が定めた国際協同組合年であり、JA全国大会が開催される年でもあります。東日本大震災を機に「絆」「助け合い」の大切さと協同の価値が改めて見直され、人と人とのつながりを原点とする協同組合の輪が広がりをみせるなか、JAにとって次世代にこれらの意義をつないでいく大切な年であるといえます。

JAは地域社会から生まれ、生命産業である農業を支え、命をつなぐ「食」と「農」そして大切な「緑」を守っています。JA堺市もこれらを経営理念として着実に実践していくことで地域社会に貢献できる組織づくりに取り組んでいます。

本誌『ディスクロージャー2012』は、当JAの取り組みや経営内容を正しくご理解いただき、当組合への信頼度が一層深まることを願って作成しました。JAの特徴といえます信用・共済・購買など総合事業の活動案内に加え、経営資料として近年の業績やリスク管理の状況などを説明しています。是非ご一読いただき、みなさまと当組合とのつながりが、より強固なものとなることを願っています。

今後とも、みなさまには一層のご支援、ご協力をいただけますよう、心からお願い申し あげます。

平成24年7月

1 経営理念

- J A 堺市は、農業振興を通じて、「食」・「農」・「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- J A 堺市は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- ●JA堺市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

2 経営方針

◆基本方針

『協同の和と輪を広げるJA活動』

組合員間の協同をさらに強化するとともに、地域の住民や団体、企業との連携・課題の共有化など、組合員を中心とした多様な協同を創出し支えることで、協同の和と輪を広げ、組合員・地域に役立つJAを目指します。

◆基本目標

1. 組合員・利用者満足度の向上と「食」「農」「地域」への貢献

農業・生活構造の変化に対応した都市農業の振興とくらしの活動を通じて、「食と農」を軸としたJA活動を活性化させることで、組合員・利用者の満足度を高めるとともに、安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに貢献します。

2. 組織基盤の拡充と事業・経営管理体制の強化

他業態との顧客獲得競争が熾烈化するなか、JAファン層の拡大と組合員加入促進により組織基盤を拡充し、事業の活性化を進めます。また、法令順守・リスク管理の徹底により内部統制整備に取り組むとともに、協同を支え、組合員をはじめ地域のみなさまから信頼と理解を得られる組織を目指し、さらなる変革を進めます。

3 経営管理体制

◇経営執行体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、生産者組織や女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、経営管理の強化をはかっています。

4 農業振興活動

営農センターおよびハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を拠点として、消費者との連携による都市農業の振興と地域社会づくりを基本方針とし、地域農業の持続的発展と消費者の求める新鮮で「安全・安心」な農産物の提供をはかるため、今後も平成22年度に策定した『第6次地域農業振興計画』を実践していきます。

■第6次地域農業振興計画(実践年度 平成22年度~平成26年度)

◆基本方針

『消費者との連携による都市農業の振興と地域社会づくり』

◆基本目標

- I. 水田等を中心とした地域農業の振興と多様な担い手の育成
- Ⅱ. 地場農産物のブランド化による所得の向上
- Ⅲ. 購買・販売事業と連携した営農指導の強化
- Ⅳ.農と市民の交流、共生

V. 農家生活を支援する相談活動

VI. 心を豊かにする生活文化活動

- ◇営農センターに営農経済渉外担当者 6 名を配置して安全・安心な農産物の生産指導を実施
- ◇大阪エコ農産物認証制度に基づく堺ブランド農産物『泉州さかい育ち』の生産推進と販路拡大
- ◇「定年帰農者等登録制度」や「新規就農者育成支援資金」の制定など農業の担い手確保・育成支援
- ◇「ハーベストの丘農産物直売所」を新築し堺市に寄付するとともに指定管理者として運営
- ◇毎年11月23日に堺市・堺市農業委員会と共催により「堺市農業祭」を開催 ◇学校給食および「ハーベストの丘農産物直売所」に出荷する全農産物の生産履歴記帳制度を実施
- ◇堺ブランド農産物『泉州さかい育ち』生産履歴情報をホームページ上に公開
- ◇観光農業振興会を通じたJA市民農園(170a)や体験農園(6ヵ所)による農業交流活動
- ◇学校給食への地場産米・タマネギの提供
- ◇「堺の農風景写真コンテスト」を開催

地域貢献情報等

(1)全般に関する事項

当組合は、堺市(美原区の一部を除く)を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、 相互扶助(互いに助け合い、互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活 性化等に資する地域金融機関です。

また、当組合の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域に根ざした協同組合として の社会的責任や公共的使命のもと、健康で豊かな地域社会の実現に向けて、地域住民のくらしや文化活動に貢献する取 り組みを行っています。

(2)地域からの資金調達の状況

当組合の平成24年3月末の貯金残高は、369,831百万円で、組合員・利用者のみなさまの計画的な資産づくりをお手 伝いするため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしています(商品一覧は20ページをご覧ください)。

(3)地域への資金供給の状況

当組合の平成24年3月末の貸出金残高は、54.129百万円で、その大半が組合員のみなさまなどからお預かりした、大 切な財産である「貯金」を源泉としています。当組合では資金を必要とする組合員のみなさまや、地方公共団体などに ご利用いただいています(商品一覧は21ページをご覧ください)。

なお、融資残高の内訳および制度融資の概要は以下のとおりです。

【融資残高の内訳】

(単位	4	円)
(+ 111	- 1	1 1/

【制度融資の概要】

(平成24年3月31日現在)

貸	出	先	別		貸出残高
	4	<u> </u>		員	35,940,235
地	方 2	ナ と	団	体	13,195,203
地	方	公	社	等	_
金	融	ŧ	幾	関	4,600,000
そ	の	他	員	外	394,383
		計			18,189,586
合			計		54, 129, 821
	地地金そ	地 方 位 地 方 位 地 方 金 融 そ の	合 地 方 公 共 地 方 公 金 融 相 そ の 他 計	合 地 方 公 共 団 地 方 公 社 金 融 機 そ の 他 員	合 員 地方公共団体 地方公社等 金融機関 その他員外 計

(注) 地方公社等とは、農業協同組合法第10条第20項第 1号および第2号の規定によるいわゆる過半出資 非営利法人、産業基盤整備関連法人および生活環 境整備関連法人をいいます。

制度資金名	内容	件数		
大阪府農業近代化資金	農業経営改善に必要な農業関 係施設等の整備拡充を目的と する。	2		
大阪府特定賃貸住宅建築資金	一定水準以上の優良賃貸住宅 の供給促進を目的とする(現 在は堺市が同制度に対応)。	1		
(注) 上記の制度資金は基準日現在で当組合において貸出残高のあるものを記載してい				

ます。

(4) 文化的・社会的貢献に関する事項

<主なもの>

- ○小学3年生を対象としたJA堺市オリジナル農業啓発小冊子『わたしたちの農業』ならびに小学5年生を対象とした JAバンク食農教育応援事業製作の教材本を堺市教育委員会を通じて市内全小学校(100校)に寄贈
- ○食農教育用DVD『私たちのまち "堺のみのり"』および教師指導用マニュアルの作成と市内全小学校(100校)への
- ○管内小学校(100校)にJAグループの子供雑誌『ちゃぐりん』を毎月贈呈
- ○『堺市小学生夏休み児童作品コンクール』(後援:堺市、堺市教育委員会)を毎年開催
- ○「こども110番」への参加(全店舗・公用車・バイクへのステッカー貼付)
- ○地域ごとの総合健康診断を毎年実施
- ○税理士による無料税務相談会の実施(本所にて毎月3~4回火曜日) ○弁護士による無料法律相談会の実施(本所にて毎月第1・3木曜日および第4土曜日(一部月を除く))
- ○社会保険労務士による無料年金相談会の実施(3支所毎にて毎月第2土曜日および本所にて第3水曜日(一部月を除く))
- ○各支所年金友の会によるレクリエーション活動や同連絡協議会主催の講演会を毎年開催
- 平成23年度講師 あべ 静江氏 演題「人生楽しく生きなきゃ損だもん!」
- ○各支所に資産管理研究会を設置するとともに同連絡協議会で情報誌『みのり』の定期発行と講演会を毎年開催 平成23年度講師 税理士法人FP総合研究所 税理士 高田 隆央氏 演題「平成23年度税制改正」
- ○組合員に広報誌『CROP(くらっぷ)』を毎月郵送し、農業関連や生活関連情報を提供
- ○インターネット上の「JA堺市ホー -ムページ」による食農教育コーナーの開設や各種情報の受発信
- ○本・支所窓口に助聴器・筆談器を設置
- ○中学生を対象に自転車交通安全教室を開催
- ○ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」にて東日本大震災復興支援イベントを開催



経営環境

わが国の経済は、今後、東日本大震災からの復興需要による景気の底上げが期待されますが、欧州債務危機の影響による世界経済の減速や円高・デフレ圧力により、輸出の回復はしばらく先送りになるものと思われます。そのため、震災からの復興による経済成長は緩やかであり景気の動向は不透明な状況が続くと思われます。

また、農業を取り巻く情勢では、後継者不足等による耕作面積の減少が進むなかにあって、政府はTPP(環太平洋連携協定)への参加に向けて関係国との協議を進めており、JAグループでは、断固反対の姿勢をとるとともに農業復権に向けた基本的な考え方として、「わが国の農業と地域経済・社会の将来像」の実現に向け取り組んでいます。今年度は国際協同組合年であるとともにJA全国大会が開催される年でもあります。このような時代背景のなか、もはや国民全体で日本農業の在り方を考えなければならない重要な時期であるとともに、相互扶助という「絆」の精神で事業運営されているJAの存在意義が地域社会から求められています。

このため本年度は、第10次中期経営計画の最終年度として基本方針『協同の和と輪を広げるJA活動』を柱に、第6次地域農業振興計画の着実な実践と、協同組合の持つ総合事業体としての強みを生かし、組合員・利用者満足度の向上と消費者との連携による都市農業の振興をはかり、地域社会づくりに貢献してまいります。

また、協同を支え安定したJA経営を持続するため、JA活動の活性化による組合員との関係強化と、コンプライアンスを基本とした着実な事業伸張につとめるとともに、組織基盤の拡充と事業・経営管理体制の強化をはかり、地域から信用・信頼・支持されるJAづくりにつとめます。

◆指導事業

(営農指導)

営農経済渉外担当者による組合員宅・ほ場への定期巡回活動による組合員との「ふれあいやつながり」を強化するとともに、購買店舗営農相談コーナーでの相談および土壌診断による的確な栽培指導や営農情報の提供を行い、経済事業と一体化した指導購買による「総合的な営農指導体制」の充実につとめました。

定年帰農者等登録制度や地産地消に貢献できる農業者等に対する大阪版認定農業者制度への認定誘導や技術講習会等の開催をはじめ、農産物直売所への出荷者登録推進など多様な農業の担い手確保と支援・育成や遊休農地の解消につとめ、『第6次地域農業振興計画』の着実な実践に取り組みました。また、普及指導員など資格取得による担当者の資質向上をはかるとともに、各振興会会員をはじめ、水稲農家や直売所出荷者などを対象とした各種講習会を開催し、農薬の適正使用や生産履歴記帳の指導強化により、「大阪エコ農産物」や「堺のめぐみ」など消費者が求める新鮮で安全・安心な堺産農産物の生産と地産地消の推進につとめました。

〔農政活動〕

政府がTPP(環太平洋連携協定)への参加に意欲をみせているなか、JAグループでは、断固反対の姿勢をとるとともに反対署名運動や集会の参加、農業復権への政策提言案の取りまとめなどに取り組みました。

一方、行政との連携のもと「農業者戸別所得補償制度」の円滑な遂行により、地域の特性を生かした水田農業の確立に取り組んだ結果、生産調整目標を達成することができました。

また、農業者と地域住民の交流を深めるため、市民農園・体験農園の運営や第36回堺市農業祭(11月23日大仙公園にて来場者約5万3,000人)を開催するとともに、市内小学3年・5年全児童へ食農教育用DVDはじめ教材本を贈呈するなど、地域農業振興活動に取り組みました。

〔相談活動〕

組合員の農地保全や資産管理・活用では、資産管理連絡協議会講演会の開催や情報誌『みのり』の発行による情報 提供につとめました。また、弁護士・税理士による個別相談および各種記帳・決算指導や確定申告相談への対応を行いました。

生活文化活動では、ゆとりと安心してくらせる生活・地域社会づくりを目指し、組合員健康診断の実施や年金友の会連絡協議会講演会を開催するとともに、中学生向け自転車交通安全教室を実施しました。

女性会活動では、本部・支部・クラブ活動等の取り組みにより組織の強化・活性化をはかるとともに、農産加工技術の承継と料理講習会等の開催による「地産地消」「食農教育」の普及推進につとめました。

◆購買・販売事業

購買店舗・購買倉庫を供給拠点に営農経済渉外担当者を中心とした指導購買の強化をはかるとともに、農繁期休日対応ならびに年3回の特別供給日の設定、支所別展示相談会の開催など組合員・利用者の利便性向上につとめました。

また、「感謝と絆」をテーマに開催したJAスプリングフェアでは、2日間で2,750人の来場者を迎え、夏の農機具展示会とともに組合員との交流を深める場として所期の目的を達成しました。

販売事業では、学校給食米の供給量確保のため、買取価格の増額など独自の出荷対策を実施するとともに、ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を地産地消の拠点として、各種媒体を使った「大阪エコ農産物」や「堺のめぐみ」など地域ブランドのPRや被災地復興支援などのイベント開催による集客増強をはかるとともに、消費者に出荷者の顔が見える新鮮で安全・安心な地場農産物の販売促進につとめました。

【事業実績】

購買品供給高 582,924千円 販売品取扱高 476,595千円

◆信用事業

地域に密着したJAの利便性と、JAバンクシステムによる高度な金融機能サービスの提供をはかるとともに、事業量拡大により収益基盤の強化につとめました。

また、個人貯金増強を柱とした顧客基盤の安定・確保に向け、組合員・利用者の取引メイン化の推進や新規顧客獲得などを重点とした渉外推進体制の強化をはかりました。

貸出金では、住宅着工件数の減少など厳しい推進環境のなか、住宅ローンを 中心として本・支所一体となった推進活動を展開しました。

【事業実績】

貯金残高 369,831,035千円 貸出金残高 54,129,821千円

◆共済事業

組合員・利用者とその次世代層とのつながりを強化し、多様化するニーズに対応したサービス提供力・推進力の向上を目的に「3Q(サンキュー)訪問活動」や新規取引先拡大への取り組みなど、提案型普及推進活動の実践により、「ひと・いえ・くるま」の生活総合保障の提供につとめました。

また、契約者保護と保有契約の健全性を確保するために契約内容の自主点検を実施しました。さらに、契約の引受・審査処理の効率化と支払査定業務の迅速化につとめるとともに、事故処理体制・事務処理の充実により組合員・利用者満足度の向上につとめました。

◆管理関係

組合員・利用者から一層の安心と信頼を確保し、経営の透明性・健全性の向上をはかるため、監査体制の充実と法令等順守体制の強化につとめ、財務報告の信頼性確保に向けた内部統制システムの構築に取り組みました。

また、組織の活性化と組織基盤の強化をはかるため、組合員加入促進に取り組むとともに、内部留保による自己資本の充実につとめた結果、23年度末の自己資本比率は17.56%と高水準を維持することができました。

施設管理面では、昨年11月に東百舌鳥支所事務所を竣工させ、さらなる地域 に密着したサービスの提供をめざし新店舗がオープンしました。

◆損益の状況

経常利益・税引前当期利益・当期剰余金は前年に比べ減少しました。景気低迷にともなう利ざや縮小などによる信用事業総利益の減少、ならびに、新事務所建て替えによる事業管理費の増加などによるものです。

◆資金調達等の状況

- 1. 資金調達
 - とくに記載すべき重要な事項はありません。
- 2. 設備等への投資
 - 当年度中に完成した主要設備
 - 東百舌鳥支所事務所の建て替え

◆組合が対処すべき課題

- 1. 地場農産物のブランド化と販路拡大による農家所得の向上
 - ・ハーベストの丘農産物直売所出荷登録者の増強
 - 多様な農業の担い手づくりに対する啓発と取り 組み
 - ・ 堺産農産物「堺のめぐみ」のブランド力強化
 - ・環境保全型農業の推進
- 2. 農を中心とした地域貢献
 - ・生産者と消費者の連携による地産地消運動の拡充
 - ・食農教育への取り組み強化

【事業実績】

長期共済

保有高 648, 419, 288千円 新契約純増額 52, 679, 534千円 年金共済

保有高 6, 260, 369千円 新契約純增額 484, 838千円 火災共済 新契約件数 1, 739件 自動車共済 新契約件数 7, 250件 傷害共済 新契約件数 2, 066件 個人賠責共済 新契約件数 396件 自賠責共済 新契約件数 2, 332件

【実 績】

経常利益 661, 675千円 税引前当期利益 649, 709千円 当期剰余金 404, 653千円

- ・農地の多面的機能の発揮
- 相続税納税猶予制度適用農地の適正利用と管理による不耕作農地の解消
- 3. 安定した経営基盤の確立
 - 安定取引先の組合員加入推進
 - ・適正利益確保による内部留保の充実
 - ・ALM・リスク管理委員会の充実
- 4. 内部統制の強化
 - 内部統制システムの充実
 - ・総体的リスク管理体制の確立

7 事業活動のトピックス

4月

Apr

- 4~7/7 組合員健康診断(延べ29日間で953人受診)
 - 5 女性会歩こう会(411人参加、滋賀県彦根城)
 - 9 住宅ローン相談会(全支所)
 - 9 年金相談会(中央・五箇荘・北八下・南八下)
- 16・17 スプリングフェア (来場者2,750人)



- 22·23 水稲栽培講習会(24人参加)
- 22・23 第16回JA石材大商談会(府下7JAが共催)
- 30~5/27 水稲は種・育苗作業(54,680枚)

5月

May

- 1~6/30 農繁期対応(土・日曜日営業)
- 6~10 JA全国監査機構大阪府監査部期末監査
 - 14 住宅ローン相談会(全支所)
- 14·18 年金相談会(日置荘·登美丘·金岡·本所)
 - 17 野菜振興会総代会(36人出席)
 - 17 観光農業振興会総会(17人出席)
 - 19 第42回女性会通常総代会(109人出席)
 - 19 女性会リーダー研修会(218人参加)
 - 19 果樹振興会総会(22人出席)
- 19·20 監事監査 (平成22年度決算監査)
 - 22 年金セミナー (本所)
- 23~10/31 夏のエコスタイルキャンペーン実施
 - 24 4 Hクラブ総会(23人出席)
 - 25 農作業受託協議会総会(9人出席)
 - 27 緑花振興会総会(15人出席)

6月

Jun.

- 1~16 請負田植え (20ha)
- 1~7/29 夏期貯蓄キャンペーン(31億円挙績)
 - 9 資産管理・年金友の会連絡協議会
 - 9 資産管理連絡協議会講演会(82人出席、「平成23年度税制改正」講師 税理士法人FP総合研究所税理士 高田隆央氏
 - 11 住宅ローン相談会(全支所)
 - 11 年金相談会(中部南·百舌鳥·浜寺·深井)
 - 16~23 支所別決算説明会(1,376人出席)
 - 20 大阪工コ農産物認証制度説明会
 - 20~24 大阪工コ農産物認証制度申請受付
 - 24·25 水稲栽培講習会(28人参加)
 - 26 第42回通常総代会(482人出席)



7月

Jul.

- 5 コンプライアンス研修会(全職員参加、講師 (株) 経済法令研究会 菓子田圭子氏)
- 7・8 女性会会員の集い(320人参加、静岡県方面)
 - 9 住宅ローン相談会(全支所)
- 9 · 20 年金相談会(八田荘・津久野・鳳・本所)
- 11~20 JA全国監査機構大阪府監査部期中監査 I
- 19~22 戸別所得補償制度の現地確認調査
 - 24 年金セミナー (栂文化会館)



8月

Aug.

- 1 情報開示の一環として作成した「ディスクロージャー誌」を全組合員に郵送(CROPに同封)
- 1~6 秋の特別供給日(1,604万円供給)
- 9~25 農業・不動産所得の記帳指導(62件)
 - 13 住宅ローン相談会(全支所)
 - 13 年金相談会(東百舌鳥・久世・東陶器・西陶器)
- 19·20 農機具展示会(来場者273人)
 - 24 酪農協議会総会(15人出席)

9月

Sep.

- 1~10/31 農繁期対応(土・日曜日営業)
 - 1~21 秋用農業機械の点検(55件)
 - 4 · 5 果樹振興会視察研修会(22人参加、和歌山県方面)
- 5・10・17 住宅ローン相談会(全支所)
 - 10.21 年金相談会(上神谷・福泉・美木多・本所)
 - 18・19 堺にぎわい物産市(ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」)
- 20~10/20 請負稲刈り (26ha)
 - 22~25 第36回堺市小学生夏休み児童作品コンクール(応募総数22,756点、応募学校数97校)



10月

Oct.

- 8 年金相談会(中央·五箇荘·北八下·南八下)
- 8・15 住宅ローン相談会(全支所)
 - 14 農業祭関連行事「堺の農業見て歩き」(小学校児 童193人を招待)
 - 16 女性会が第38回堺まつりに民踊で参加(126人)
- 24·25 監事監査(半期決算監査)

11 B

Nov.

- 1~12/30 年末貯蓄増強運動(107億円挙績)
 - 4~9 平成23年産米集荷(4,969袋)
 - 12 住宅ローン相談会(全支所)
 - 12.16 年金相談会(日置荘・登美丘・金岡・本所)
 - 17 防犯訓練(福泉支所)
 - 19 堺フードフェスティバル「料理レシピコンテスト」
 - 23 第36回堺市農業祭



- 27 東百舌鳥支所事務所建替工事竣工式
- 28~12/3 春肥特別供給日(1,198万円供給)
- 28~12/3 廃棄プラスチックフィルム類の回収

12月

Dec.

- 1~27 種子バレイショ引き渡し
- 5~7 大豆選粒 (450kg)
- 5~1/31 不用農薬廃棄処理受付
 - 9 自転車交通安全教室(堺市立上野芝中学校)



10・11 「がんばろう日本」創業祭 (ハーベストの丘農産 物直売所「またきて菜」)



- 12 大阪工コ農産物認証制度説明会
- 12·13 大阪工コ農産物認証制度申請受付
- 12~14 農作業受託協議会視察研修会(8人参加、広島県(㈱サタケ)
 - 14 年金友の会連絡協議会講演会(265人参加、「人生 楽しく生きなきゃ損だもん!」講師 あべ静江氏)
 - 17 年金相談会(中部南·百舌鳥・浜寺・深井)

7月

Jan.

- 13~27 農業·不動産所得決算指導(802件)
 - 14 4 Hクラブ児童福祉施設訪問(6人参加)
 - 14 住宅ローン相談会(全支所)
- 14.18 年金相談会(八田荘・津久野・鳳・本所)
- 16~19 JA全国監査機構大阪府監査部期中監査Ⅱ
 - 18 「地域の安全・安心プロジェクト助成」寄贈式

2月

Feb.

3~3/8 確定申告相談(1,026件)

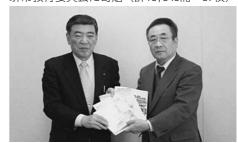


- 9 人権啓発研修会(役職員参加、「"土地調査等"を 行う者を規制対象とした大阪府条例の改正につい て」講師 大阪府府民文化部人権室人権推進グル ープ総括主査 山中忠氏)
- 10 野菜振興会役員・総代合同視察研修会(41人参加、 兵庫県洲本市 JA淡路日の出)
- 11 住宅ローン相談会(全支所)
- 11 年金相談会(東百舌鳥・久世・東陶器・西陶器)
- 14~21 組合員座談会(1,130人出席)
 - 17 農産物直売所「またきて菜」野菜出荷部会・定年 帰農者等登録者合同野菜栽培講習会(68人参加)
- 19・20 4 Hクラブ視察研修会・東北被災地支援(14人参加、岩手県大槌町)
 - 22 コンプライアンスセミナー(役職員参加、講師 (株経済法令研究会 上原敬氏)
 - 23 CROP連絡員会議(27人出席)
- 23·24 緑化振興会視察研修会(9人参加、京都市、奈良県橿原市方面)

3月

Mar.

- 1~22 春用農業機械の点検(61件)
- 2 · 3 水稲栽培講習会(30人参加)
 - 4 大和川・石川クリーン作戦(17人参加)
- 5~17 水稲特別供給日(5,782万円供給)
 - 9 JA全国監査機構大阪府監査部自己査定監査
 - 10 住宅ローン相談会(全支所)
- 10.21 年金相談会(上神谷・福泉・美木多・本所)
 - 25 年金セミナー(本所)
 - 28 農業啓発小冊子『わたしたちの農業』、同資料編 (平成24年度版)と食農教育用DVD「私たちの まち"堺のみのり"」、同教師指導用マニュアルを 堺市教育委員会に寄贈(計10,545冊・97枚)



30 JA全国監査機構大阪府監査部棚卸監査

8 リスク管理の状況

◇リスク管理の体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者のみなさまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施等を通じてリスク管理体制の充実・強化につとめています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査課を設置し各支所と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等、厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスク等をいいます。

金利リスクとは、金利変動にともない損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動にともなって資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM・リスク管理委員会で決定された方針等に基づき、満期保有を中心とした運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

4事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減につとめています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善をはかるとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

⑤システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備にともない金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用につとめるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「電算機運用管理規程」と「危機管理マニュアル」を策定しています。

◇法令順守の体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を順守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等順守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を 未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組み ます。

〔コンプライアンス運営体制〕

コンプライアンス体制全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢および順守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役 職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進につとめるとともに、統括部署を設置し、その進 排管理を行っています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を順守し、組合員・利用者のみなさまに対して適正な勧誘を行います。

- 1. 組合員・利用者のみなさまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. 組合員・利用者のみなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容等、重要な事項を十分に理解していただくようつとめます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供する等、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明は行いません。

- 4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のみなさまのご都合に合わせて行うようつとめます。
- 組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実につとめます。
- 6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者のみなさまからのご質問やご照会については、適切な対応につとめます。

〔個人情報保護の取り組み〕

平成17年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が施行されました。JA堺市では、組合員・お客さまからの信頼が第一と考え、次の『個人情報保護方針』『セキュリティ基本方針』を掲げ、個人情報の漏えい、内容の改ざんの防止等のための厳格な管理を実施します。なお、当組合における「個人情報の利用目的」は、本・支所店頭に掲示するとともに、ホームページで公開しています。

<個人情報保護方針(平成17年3月24日制定•平成23年9月26日最終改定)>

当組合は、組合員・利用者等のみなさまの個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的 責務であることを認識し、以下の方針を順守することを誓約します。

- 1. 当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に順守します。
 - 個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、 以下も同様とします。
- 2. 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱いします。 ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
- 3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
- 4. 当組合は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つようつとめ、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
 - 個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等(法第2条第2項)を構成する個人情報 をいい、以下同様とします。
- 5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
- 6. 当組合は、保有個人データにつき法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。 保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。
- 7. 当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備につとめます。
- 8. 当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施する等して、本保護方針の継続的な改善につとめます。

<情報セキュリティ基本方針(平成17年3月24日制定・平成23年9月26日最終改定)>

当組合は、組合員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティ(※1)の確保と日々の改善につとめることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を順守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する 法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導に よる義務を誠実に順守します。

- 2. 当組合は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないようつとめます。
- 3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるようつとめます。
- 5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステム^(※2)を確立し、維持改善につとめます。
 - ※1 セキュリティ:安全管理
 - ※2 情報セキュリティマネジメントシステム:

組織的に情報セキュリティの維持と向上のための方策を立案、運用、見直し、改善すること

〔利用者保護等への取り組み〕

当組合では、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を順守いたします。また、お客さまの 保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

< JAバンク利用者保護等管理方針(平成22年10月1日制定)>

- 1. 当組合は、お客さまに対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む)および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2. 当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む)し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
- 3. 当組合は、お客さまに関する情報について、法令等にもとづく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4. 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるようつとめます。
- 5. 当組合は、当組合との取引にともない、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。
- ※ 本方針の「お客さま」とは、「農業協同組合法その他関連法令等による営む信用事業で取引をされている方および今後取引を検討されている方」をいいます。
- ※ 本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれにともなう担保・保証契約)、貯金等の受け入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

〔利益相反管理体制の整備〕

当組合では、組合員・利用者のみなさまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに当組合で定める利益相反管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

<利益相反管理方針の概要(平成21年6月1日制定)>

1. 対象取引の範囲

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業 関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある 取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1)お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
- (2)当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
- 3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法 利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
 - (1)利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
 - (2)各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
 - (3)利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4)各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5)利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。
- 4. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を 適正に確保いたします。

- (1)対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2)対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3)対象取引にともない、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に 開示する方法(ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限ります)
- (4)その他対象取引を適切に管理するための方法
- 5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存 利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、 保存いたします。
- 6. 利益相反管理体制
 - (1)当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役職員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底につとめます。
 - (2)利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
- 7. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、本所総務部(阻:072-278-3300)までご連絡ください。

〔反社会的勢力への対応〕

当組合では、反社会的勢力との関係を遮断するため、「内部統制システムに関する基本方針」を改訂のうえ方針を 定め、これを順守します(内容については、後記の「内部統制システムに関する基本方針」をご参照下さい)。

〔組合員からの監事への情報提供窓口の設置〕

当組合の監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法(法第35条の5)および農協法施行規則(第81条)に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報(組合経営に関する事象に限る)の提供を求めています。

当組合の理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いします。

堺市農業協同組合 監事会

記

連絡先:住所 〒593-8301 堺市西区上野芝町2丁1番1号受付監事 常任監事 浅井 武宛

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承ください。

また、当組合は、組合員・利用者のみなさまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口として下記の「苦情受付窓口」を設置しています。

〔金融円滑化への取り組み〕

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して 必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共 性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

<金融円滑化にかかる基本的方針 (平成22年1月29日制定)>

- 1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するようつとめます。
- 2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるようつとめてまいります。
 - また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上につとめてまいります。
- 3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申し込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うようにつとめてまいります。
 - また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するようつとめます。
- 4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申し込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるようつとめてまいります。
- 5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
- (1)農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するようつとめてまいります。
- (2)当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携をはかるようつとめてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携につとめます。

6. 当組合は、お客さまからの上述のような申し込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1)組合長以下、常勤役員、部室長を構成員とする「経営会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2)信用担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底につとめます。
- (3)各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底につとめます。
- 7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

〔金融ADR (裁判外紛争解決) 制度への対応〕

1. 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応につとめ、苦情等の解決をはかります。

当組合の苦情等受付窓口(072-278-3633、受付時間:9時~17時、金融機関の休業日を除く)

2. 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

• 信用事業

東京弁護士会紛争解決センター (03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター (03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター (03-3581-2249)、仙台弁護士会紛争解決支援センター

山形県弁護士会示談あっせんセンター、埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター

横浜弁護士会紛争解決センター(045-211-7716)、山梨県弁護士会民事紛争処理センター(055-235-7202)

新潟県弁護士会示談あっせんセンター(025-222-3765,025-224-2082)、富山県弁護士会紛争解決センター

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター、愛知県弁護士会紛争解決センター(052-203-1777)

京都弁護士会紛争解決センター(075-231-2378)、公益社団法人総合紛争解決センター(大阪府)

兵庫県弁護士会紛争解決センター(078-341-8227)、岡山弁護士会岡山仲裁センター

<u>広島弁護士会仲裁センター</u> (082-225-1600)、愛媛弁護士会紛争解決センター (089-941-6279)

福岡県弁護士会紛争解決センター (福岡市:092-741-3208、北九州市:093-561-0360、久留米市:0942-30-0144)、鹿児島県弁護士会紛争解決センター

- 1. の窓口または大阪府JAバンク相談所(06-6204-3669) にお申し出ください。なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。
- 共済事業

(財自賠責保険・共済紛争処理機構(本部:03-5296-5031)

(財日弁連交通事故相談センター(本部:03-3581-4724)

(財交通事故紛争処理センター(東京本部:03-3346-1756)

最寄りの連絡先については、上記または1.の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状

況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・ 改善につとめています。

また、内部監査は、当組合の本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、被監査部門の改善取り組み状況を確認・指導しています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じています。

◇内部統制システムに関する基本方針(平成20年4月25日制定)

- Ⅰ. 内部統制システムの整備に関する基本的考え方
- 1. 当組合は、内部統制システムの整備にあたり、法令の順守、損失の危機管理および適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上をはかります。
- 2. 当組合は、上記内部統制システムの整備のため、内部統制統括部署により、規程・体制等の整備を統括するとともに、内部監査部署による適切性・有効性の検証を行い、組合としてリスクの高い項目についての監査を実施することによって、内部統制システムの有効性を評価したうえ、必要な改善を実施します。
- 3. 組合長は業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備および運用について責任をもって実施します。
- Ⅱ. 内部統制に関する体制の整備
- 1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス(法令等順守)を当組合の重要課題として位置づけ、コンプライアンスに係る組合全体の考え 方を示した「コンプライアンス基本方針」「役職員の行動規範」、および役職員が順守すべき法令等の解説、違法 行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を役職員に 周知徹底します。更にコンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログ ラム」を毎年度制定することで役職員のコンプライアンス意識の向上をはかります。
 - ②コンプライアンスを確保するための体制として、コンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署を総務部とし、コンプライアンス体制全般の検討・審議を行う機関として常勤役員会を設置し、コンプライアンス統括部署で運営します。
 - ③内部監査部署は、内部管理体制等の適切性・有効性の検証・評価を行います。監査の結果、改善要請を受けた部署は、すみやかに必要な対策を講じます。
 - ④組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン制度)の適切な運用を通して、内部通報制度の運営を確保します。
 - ⑤財務報告の信頼性を確保するために、内部統制統括部署により、財務にかかる業務の仕組みを整備、構築し、必要に応じて業務の改善につとめます。
- 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①「文書管理規程」および「理事会議事録等保管管理および閲覧要領」に基づき理事会議事録・契約書・その他の 重要文書は、特定の管理部署等が責任をもって管理します。
 - ②「文書管理規程」および「理事会議事録等保管管理および閲覧要領」に基づき、理事および職員の職務の執行に 係る情報の取り扱い・保存・管理が適切に行われることを徹底します。
 - ③理事の職務の執行に係る文書については、関連資料とともに保存・管理するものとし、必要に応じた期間は閲覧可能な状態を維持します。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当組合を取り巻く様々なリスクについて定めた「リスク管理基本方針」や「危機管理マニュアル」に従い、事業 全体のリスクを網羅的に管理します。
 - ②総務部企画広報課は、リスク状況の管理およびリスク管理に係る体制の整備・運営等リスク管理の統合的管理を 担当します。

- ③災害や障害の発生等、緊急事態に陥った際は、「危機管理マニュアル」で規定した組織体制や指揮命令系統に従い、業務の早期回復を行うための危機管理対応を行うものとします。
- 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①理事および職員の「職制規程」に従い、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備・運用するものとします。
 - ②理事会は、中長期の経営計画を策定し、全役職員に周知徹底します。
 - ③定期的に理事会を開催し、理事の業務執行状況の監督を行います。
- 5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事と協議のうえ、監査の補助に当たらせます。
- 6. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - ①監事は、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて理事ならびに職員に説明を求めることができます。
 - ②理事および職員は法令等の違反行為、当組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見した場合には、監事に報告することとします。
- 7. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①常勤監事は、理事会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席 します。
 - ②監事は、組合の内部監査部門と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査を実施するようつとめます。
 - ③監事は、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的にJA全国監査機構等の外部専門家と連携をはかります。
- ④監事は、代表理事等との定期的会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表理事等との相互認 識を深めるようつとめます。

Ⅲ. 反社会的勢力による被害の防止

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、確固たる信念をもって、以下の事項を定め、 排除の姿勢を堅持し、これを順守します。

- 1. 組織としての対応
 - 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決につとめます。
- 2. 外部専門機関との連携反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3. 取引を含めた一切の関係遮断
 - 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 4. 有事における民事と刑事の法的対応 反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応し
- 5. 裏取引や資金提供の禁止

ます。

反社会的勢力に対して、資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

9 主な事業の内容

ZZWETDJAPZ



■ みなさまのくらしを支えるJA堺市

JA堺市は、みなさまの日常生活に欠かせない信用事業(貯金・貸付・為替)をはじめ、共済事業(ひと・いえ・くるまの保障)、購買事業、指導事業(営農・生活)のほか、販売事業などを総合的に営んでいます。そして、一般の営利企業とは本質的に異なり、相互扶助をモットーに、組合員や地域のみなさまのくらしのために、努力を重ねています。

それでは、JA堺市の各事業を簡単に紹介します。

1. 信用事業

信用事業は、貯金、貸付(融資)、為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

計 貯金業務

組合員はもちろん地域のみなさまからの貯金をお 預かりしています。商品内容では、当座貯金、普通 貯金、貯蓄貯金、決済用貯金などの当座性貯金をは じめ、定期積金や期日指定定期、スーパー定期、大 口定期、変動金利定期、据置定期などの定期性貯金 を、目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

2 貸付(融資)業務

組合員への貸付(融資)をはじめ、地域のみなさまのくらしや、農業者・事業者のみなさまの必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構や㈱日本政策金融公庫などの融資の申し込みの取り次ぎも行っています。

3 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の各店舗や銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国の金融機関へ振込や手形・小切手などの取り立てが、安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱っています。

4 国債窓販・投信

利付国債(2・5・10年)や個人向け国債を窓口販売 しています。また、本所では、証券投資信託の取り次ぎ 業務を行っています。

5 その他サービス

JA堺市では、オンライン・ネットワークシステムを利用して、各種自動受取・支払や定時送金、事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービス、パソコンや携帯電話によるインターネット・バンキングなど、いろいろなサービスを行っています。

JAのキャッシュカードは、偽造被害防止に効果のあるICキャッシュカードになっており、手のひら生体認証も付加できます。全国のJA・銀行・郵便局・信用金庫などのCD(現金自動支払機)・ATM(現金自動預払機)でご利用いただけるほか、買い物などの支払いが即時可能なデビットカードサービスも付加されています。

2. 共済事業

共済事業は、養老生命・終身・こども・年金・がん・医療共済など生命保険会社と同じような商品や、火災・自動車・ 自賠責共済など損害保険会社と同じような商品を取り扱っています。さらに、自然災害にも強い力を発揮する建物更生共 済を取り扱っています。このように、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、地域のいちばん近くでみなさまのくら しに安全をお届けし、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートします。

3. 購買事業

購買事業は、組合員をはじめ地域のみなさまの農業生産に必要な資材から家庭園芸用まで、肥料や農薬・農業機械などのほか、食糧米や日用雑貨などの生活に必要な物資、環境にやさしい太陽熱温水器なども取り扱っています。

| 肥料・農薬・農業資材の販売

水稲や野菜、果樹などの肥料・農薬をはじめトラクターや田植機などの農業機械、噴霧器や小農具など農業に必要な資材を取り扱っています。また、家畜の飼料や水稲・園芸種子類も取り扱っています。

2 食糧米の販売

"パールライス"として好評の食糧米は、銘柄米からブレンド米、無洗米まで、各種取りそろえています。

3 生活資材の販売

JA女性会を中心にJA宅配倶楽部などの食品や石材、健康器具などの廉価供給につとめています。

4. 指導事業

農家のみなさまに対する営農指導をはじめ、組合員・地域のみなさまを対象とした法律・税務相談のほか、資産運用相談など、いろいろな指導・相談業務を行っています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施していますので、お気軽にご利用ください。

5. 販売事業

JA堺市に出荷された米は、地産地消ならびに食農教育の一環として、堺市内の小学校へ給食用に販売しています。また、ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」では、米をはじめ野菜や果物・花など、新鮮で「安全・安心」な地場農産物を中心に提供しています。

┛ 商品・サービスのご案内

■信用事業〔貯金商品一覧表〕

接合			(以立向中 見久)	7X 3 #088	ᅏᄀᄼᅘ	᠘ᠯᠬᄡ᠘
### 1920		理 別		預入期间	州八金 額	付利単位
## 無利息型 によって金銀線変もます。 ## 10 以 1 日	総	合口座	ど)・支払う(公共料金など)・蓄える・借りる(定期貯金で自動ご融資)」	出し入れ自由	1円以上	100円
## 期				出し入れ自由	1円以上	無利息
一	当	座貯金	小切手や手形によるお支払いができ、事業には欠かせない商品です。	出し入れ自由	1円以上	無利息
 (済海町) 無利を型の作政所をづり、対策体験的設によって登削を扱うれます。	普			出し入れ自由	1円以上	100円
 通知所金 短期の資金運用に最適です。お別き出しの2目前までにご連絡が必要です。 7日以上 5万円以上 1円 度別 積金 5万円以上 1円 毎年			無利息型の普通貯金です。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
世期 積 金	貯	蓄 貯 金	基準残高(7段階に分かれる)によって金利の変わる有利な商品です。	出し入れ自由	1円以上	1円
	通	知 貯 金	短期の資金運用に最適です。お引き出しの2日前までにご連絡が必要です。	7日以上	5万円以上	1円
1	定		あります。		以下の種類が	ı
プリース						1円
旧の力音な			トラン、劇場などの協賛店で会員だけのサービスが受けられる「カトレア俱		以上。ボーナ	1円
世期積金 (そなス得) 1・2・3・6 ヵ月 ごとに、和慰を分割して受け取ることができます。 1・2・3・3・1 円以上 1円以上 1円以上 2・3・6 ヵ月 1・2・3・6 ヵ月 1・2・3・5・7・10年契約では半年検別計算で、きらに有利に運用できます(単利型 4・5年 1 ヵ月以上10 1円以上 1円以上 1円以上 1円以上 1円以上 1円以上 1円以上 1円以上		定期積金	国人の方を対象に、2ヵ月ごとに一定額を積み立てて蓄える商品です。店頭 表示利回りに一定の利率を上乗せします。1回の掛金額は、1回当たりの年			1円
カロ頂にた比別		定期積金	のお受け取りを予約された方を対象にした商品です。当初契約時の定期積金		以上50,000円	1円
スーパー定期 5・7・10年契約では半年複利計算で、さらに有利に運用できます。	期	日指定定期				1円
	ス-	一パー定期	5・7・10年契約では半年複利計算で、さらに有利に運用できます(単利型		1円以上	1円
据 置 定 期 6 ヵ月経過後は、いつでも全額または一部引き出しができます。預入期間に応じて6段階の金利設定があり、半年複利で計算します。個人のお客様のみが対象となります。 1円以上 1円以上 1円	大	口定期			1,000万円以上	1円
据 置 定 期	変	動金利定期	6ヵ月ごとに自動的に金利を見直しします。	1・2・3年	1円以上	1円
受取型定期 ます。	据	置定期	応じて6段階の金利設定があり、半年複利で計算します。個人のお客様のみ			1円
国人の方を対象に、スーパー定期の店頭表示金利に0.5%を上乗せします(取					1円以上	1円
満期型 満期日 (預入期間)を指定して、定期貯金にお預けいただけます。	な	ごみ定期	国人の方を対象に、スーパー定期の店頭表示金利に0.5%を上乗せします(取	1年		1円
中 金 型 お客様の資金を定期的に積み立て一定期間据え置いた後、指定した受取間隔、 積立期間1年 以上 1円 1円 2 1円 2 2 取職金等、まとまった資金を一括で預け入れ、一定期間据え置いた後、お客 据置期間2ヵ月 以上20年以内 1 1円以上 1 1円 財 形 貯 蓄 財形貯蓄 (財産形成貯蓄貯金) は、勤労者を対象とした貯蓄です。給料からの自動振替で蓄えられます。 3 年以上 1 円以上 1 円 財形住宅 住宅取得を目的にした貯蓄です。財形年金と合算で元金550万円までの利息 5 年以上 1 円以上 1 円 財形年金 在職中に積み立て、60歳以降に年金方式でお受け取りになれます。 5 年以上 1 円以上 1 円 財形年金 在職中に積み立て、60歳以降に年金方式でお受け取りになれます。 5 年以上 1 円以上 1 円 長期国債 利率は固定金利で、銘柄により異なります。 2・5・10年 5 万円単位 一個人向け国債 6ヵ月ごとに利率が変わる変動金利で、個人のお客様のみが対象となります。 10年 1 万円単位 一 1 万円単位 1 日常全利で 個人のお客様のみが対象となります。 5 年 1 万円単位 一 1 万円単位 一 1 万円単位 1 日常全利で 個人のお客様のみが対象となります。 5 年 1 万円単位 一 1 万円単位 1 1 万円単位 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		エンドレス型	積立期間を定めずに、毎月自由に定期貯金にお預けいただけます。	自由	1円以上	1円
定 年金型 お客様の資金を定期的に積み立て一定期間据え置いた後、指定した受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。 積立期間1年以上 1円以上 1円以上<		満期型	満期日(預入期間)を指定して、定期貯金にお預けいただけます。		1円以上	1円
1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	定	年 金 型			1円以上	1円
一般財形 積立額、貯蓄目的とも自由です。 3年以上 1円以上 1円 財形住宅 住宅取得を目的にした貯蓄です。財形年金と合算で元金550万円までの利息 に非課税の特典があります。 5年以上 1円以上 1円 財形年金 在職中に積み立て、60歳以降に年金方式でお受け取りになれます。 5年以上 1円以上 1円 長期国債 中期国債 何人向け国債 (変動10) 利率は固定金利で、銘柄により異なります。 2・5・10年 5万円単位 - 債 個人向け国債 (変動10) 6ヵ月ごとに利率が変わる変動金利で、個人のお客様のみが対象となります。 10年 1万円単位 - 債 個人向け国債 固定全利で、個人のお客様のみが対象となります。 5年 1万円単位 -	朔		退職金等、まとまった資金を一括で預け入れ、一定期間据え置いた後、お客 様が指定する受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。		1円以上	1円
財形住宅 住宅取得を目的にした貯蓄です。財形年金と合算で元金550万円までの利息に非課税の特典があります。 5年以上 1円以上 1円 財形年金 在職中に積み立て、60歳以降に年金方式でお受け取りになれます。 5年以上 1円以上 1円 長期国債中期国債(変動10) 利率は固定金利で、銘柄により異なります。 2・5・10年 5万円単位 一個人向け国債(変動10) 6ヵ月ごとに利率が変わる変動金利で、個人のお客様のみが対象となります。 10年 1万円単位 一個人向け国債 日富全利で、個人のお客様のみが対象となります。 1万円単位 一	財	形貯蓄	財形貯蓄(財産形成貯蓄貯金)は、勤労者を対象とした貯蓄です。給料からの	自動振替で蓄え	られます。	
財形住士 に非課税の特典があります。 3年以上 1円以上 1円 <		一般財形	積立額、貯蓄目的とも自由です。	3年以上	1円以上	1円
長期国債中期国債 中期国債 (変動10) 利率は固定金利で、銘柄により異なります。 2・5・10年 5万円単位 - 5万円単位 - 1万円単位 - 1万円 -		財形住宅		5年以上	1円以上	1円
国 中期国債 利率は固定金利で、新州により異なります。 2・3・10年 5万円単位 個人向け国債 (変動10) 6ヵ月ごとに利率が変わる変動金利で、個人のお客様のみが対象となります。 10年 1万円単位 債 個人向け国債 固定金利で、個人のお客様のみが対象となります。 5年 1万円単位		財形年金	在職中に積み立て、60歳以降に年金方式でお受け取りになれます。	5年以上	1円以上	1円
(変動10) 0 かりことに利率が変わる変数並补 C、個人のお各様のみが対象となりよう。 10年 1万円単位 信 個人向け国債 国定全利で、個人のお客様のみが対象となります 5年 1万円単位	玉		利率は固定金利で、銘柄により異なります。	2 • 5 • 10年	5万円単位	_
			6 ヵ月ごとに利率が変わる変動金利で、個人のお客様のみが対象となります。	10年	1万円単位	_
	債		固定金利で、個人のお客様のみが対象となります。	5年	1万円単位	_

■信用事業〔貸付(融資)商品一覧表〕

	日川手木(臭竹)(脚)	70 13 Hi 70 207		
	商品名	資金使途・留意事項	融資金額	融資期間
	新規就農者育成資金	認定新規就農者や農業後継者を対象に、農業経営の安 定と拡大の支援のための資金を低利でご融資します。	500万円以内	10年以内
要項	農業振興資金	認定農業者・担い手農業者・エコ農産物認証者など、 正組合員に特化した農業資金を中長期かつ低利でご融 資します。	8 億円以内	30年以内 (用途により異なる)
貸	不動産賃貸事業資金	マンションの建築など不動産の有効利用に必要な資金 を低利でご融資します。	8億円以内	30年以内 (用途により異なる)
付	長期低利資金	農業経営生活刷新・農地取得・納税資金など、幅広く ご利用いただけます。	1億円以内	25年以内 (用途により異なる)
	共済担保貸付	J A共済のご契約者を対象とした資金です。ご加入の 長期共済を担保としてご融資します。	共済解約返戻金または満期共済 金の80%以内(どちらか低い方)	10年以内
	住宅ローン	住宅の新築や購入 (土地・中古住宅を含む)、他金 融機関からの借換資金にご利用いただけます。	5,000万円以内	35年以内
各	リフォームローン エコリフォームローン	増改築や補修など住宅のグレードアップ資金に。エコ 住宅や耐震工事を目的としたリフォームなら、さらに 低利でご融資します。	1,000万円以内	10年6ヵ月以内
種	フリーローン	買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。	300万円以内	5年以内
	マイカーローンエコカーローン	自動車の購入、車庫の建築資金など、お車に関する資金にご利用いただけます。エコカーの購入なら、さらに低利でご融資します。	500万円以内	7年以内
ı	購買ローン	JAからご購入される商品の代金にご利用いただけます。	300万円以内	5年以内
ン	農機ハウスローン	農業機械などを取得する資金(農機具購入・修理など、 パイプハウスなど資材・建設費用、またこれらの借換 資金など)にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
	教育ローン	学校への就学に必要な資金(入学金・授業料・下宿代など)にご利用いただけます。	500万円以内	据置期間を含め 最長13年6ヵ月以内 (在学期間+7年6ヵ月)
当座	カードローン	買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。ローンカード(キャッシュカード)を使って、出し入れも自由です。	50万円以内	2年の自動更新 (旧契約は1年)
貸越	ワイドカードローン	お使いみちも出し入れも自由な、ビッグな資金です。	300万円以内	1年の自動更新
型型	営農ローン	農業経営資金や営農に必要な資金をご融資します。普 通貯金にセットして出し入れ自由です。	300万円以内	1年の自動更新

⁽注) このほか、国や地方公共団体の制度資金など、各種資金を取り扱っています。担保・保証やその他ご融資条件、ご返済方法など、くわしくは支所窓口でおたずねください。 なお、JAのご利用度に応じてご融資利率を軽減する制度(一部ローン対象)もあります。

■信用事業〔金融取り次ぎ商品一覧表〕

Ŧ	重 別	特 色 ・ 留 意 点
投	資 信 託	証券投資信託の略称で、一般投資家による証券投資を容易にすることを目的としてつくられています。複数の投資家から資金を集めて一つにまとめ、運用の専門家が金融・証券市場で株式や公社債等のいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として投資家に還元する仕組みです。ただし、預貯金保険の対象ではありません。また、貯金と異なり、元本や利息の保証はありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは、ご購入者が負うことになります。

商品・サービスのご案内

■共済事業〔長期共済〕

;	種類	特
	終身共済	一生涯にわたって万一の保障が確保できます。大きな出費にも手厚い「一時金」と、残された家族の暮らしを支える「生活保障年金」をお受取りいただけます。
生	積立型終身共済	健康上の不安で、共済・保険に加入できなかった方も、一定の範囲・医師の診査なしの簡単な手続きで、生涯保障にご加入できるプランです。
命	養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。満期時には、まとまった「満期共済金」をお受 取りいただけます。
総	一時払生存型 養老生命共済	満期共済金などの一時資金を活用して将来の資金づくりをしながら、万一(死亡・介護)の保障を確保できるプランです。
	こども共済	お子さまの教育資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受取りになれるプランもあります。
合	医療共済	病気やケガによる入院、手術を幅広く保障します。がんの治療や先進医療を受けたときにも備えられるので安心です。ご希望にあわせて保障期間や共済掛金払込期間等を選ぶことができます。
共	がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障し、あなたの「生きる」を応援します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。がんで先進医療を受けたときの技術料も保障します。
済	引受緩和型 定期医療共済	中高齢者向けの医療共済の仕組みです。他の共済に比べ、引受条件が緩和されていますので、手軽に入れて保障も 充実。持病(既往症)の悪化・再発もしっかり保障します。
	予定利率変動型 年金井済	ゆとりのある老後のために増える楽しみがある年金額、積立て感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。さら に最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。
建华	物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。満期共済金は、建物の新・改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

■共済事業〔短期共済〕

種 類	特
火 災 共 済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。
自動車共済	お車の保障のほかご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障します。また、大切なお車の事故による破損や、盗難や災害などによる損害を幅広く保障し、掛金割引制度も充実しています。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共済です。

■経済事業〔主な購買品目〕

	分	類		内容・留意事項
	飼		料	家畜類(牛・鶏)の単味飼料、配合飼料
4	肥		料	水稲・野菜・果樹・園芸用肥料や土壌改良材
生	農		薬	水稲・野菜・果樹・園芸用農薬(殺虫・殺 菌・除草剤ほか)
産	保	温資	材	農用ビニール・ポリ、POフィルムほか
2/72	包	装 資	材	カミタイ・キュウリネットほか
資	農	業 機	械	農業機械・農機具・農機部品、精米機ほか
材	石	油	類	重油・エンジンオイル
.153	建	築 資	材	ハウス施設・温水器・白蟻駆除工事ほか
	そ	の	他	水稲・園芸種子、園芸用品ほか

	分	類	į	内容・留意事項
4	食	料	品	パールライス・宅配食品ほか
生活	衣	料	品	長靴・雨ガッパほか
	耐く	ス消費		石材・仏壇仏具ほか
物資	日用作	保健雑貨	佣品	紙製品、パラコンポほか
只	そ	の	他	豆炭ほか

〔主な販売品目〕

分 類	内容・留意事項
農業生産品	野菜・米・花き・果物・卵ほか

■営農・生活・相談サービス

	分	類		内容・留意事項
営農	ŧ指導·	営農	目談	農業技術や農業経営に関する指導・相談を営農センターで行っています。
税	務	相	談	本所で毎月3~4回、火曜日に、無料相談を行っています。
法	律	相	談	毎月第1・3木曜日と第4土曜日(一部月を除く)に、本所で顧問弁護士による無料相談を行っています。
農産物市況		テレī - ビ		土・日曜日を除く毎日の農産物市況(南部合同青果市場)と病害虫防除情報をお知らせしています(営農テレホンサービス11277-3591)。
光況	ホー	ムペー	-ジ	ホームページ上では日曜日を除いて、毎日の農産物市況(南部合同青果市場)と病害虫防除情報および病害虫注意 報を掲載しています。

※税務・法律相談は予約制です。お問い合わせ・お申し込みは支所窓口へ。

」信用事業取扱手数料一覧

■貯金業務に関するもの

(単位:円、消費税込)

	手 数 料	種類	単 位	手 数 料	備考
	一 般 口	小切手帳交付	1 冊50枚	630	
当	一 般 口	約束手形交付	1 冊30枚	630	1 枚262円
座		新 規 登 録	_	4, 200	
	署名鑑料	変更	_	2, 100	
貯		廃止	_	無料	
金	専用約束手形口	口座開設	1口座	3, 150	口座開設時に徴収
	(マル専)	手形用紙交付	1 枚	105	
自	己宛小切手発行		1 枚	525	
残	高証明書発行		1 通	210	
取	双引明細表発行		1 件	210	
利	息支払証明書発行		1 通	210	
再	_再 貯金通帳		1 ⊞	525	
発			1 通	525	紛失・汚損等、貯金者の管理 責任に帰する場合
行	I Cキャッシュカ	ード	1 枚	1, 050	

■ATM (現金自動預払機) 利用に関するもの

(単位:円、消費税込)

手 数 料	種 類	利用時間帯		工 米 火	備考
取 引 媒 体	取 引			于 奴 科	1/11 5
		平日	8:45~19:00 (21:00)		
J Aキャッシュカード	入 金	土曜日		4m; 4c)	
	支払い	日曜日	9:00~19:00	無料	
		祝日		手数料 105 210 105 210 210 210 210 210 無料 105 無料 105 105 105	
		- T	8:45~18:00	105	
	支払い	平日	18:00~19:00 (21:00)	210	
他行キャッシュカード		土曜日	9:00~14:00	105	
他们イヤッシュカート			14:00~17:00	210	
		日曜日	9:00~17:00	210	
		祝日	9:00~17:00	210	
		平日	8:45~18:00	無料	
			18:00~19:00 (21:00)	105	
クレジットカード	自 動	土曜日	9:00~14:00	無料	
クレジットカード	キャッシング	上唯口	14:00~17:00	105	
		日曜日	9:00~17:00	105	
())		祝日	9:00~17:00	105	- W 5 F.O 5 F.O.

⁽注) 1. 祝日とは、1月1~3日と5月3~5日を除く「国民の祝日に関する法律」で定める全休日(祝日・振替休日)とします。ただし、5月3~5日 のいずれかが日曜日と重なる場合は稼働します。 2. 利用時間帯のカッコ内時刻は、中部南支所・東百舌鳥支所・久世支所・東陶器支所・金岡支所の5店舗の稼働終了時刻です。 3. 残高照会はいすれの場合も無料でご利用いただけます。

■内国為替取引に関するもの

(単位:円、消費税込)

		手 数 料	種 類	単 位	手 数 料	備考
送	系	統	あ て	1 件	420	当組合店舗間を含む
金	他	行	あ て	1 件	630	
			+ 7	3万円未満 1件	210	VV V → PRE4-V V V
	窓	系 統	あ て	3万円以上 1件	420	当組合店舗間を含む
			禹 /= 切 / 、	3万円未満 1件	525	
	利	ルケナマ	電信扱い	3万円以上 1件	735	
	用	他行あて	+ + T	3万円未満 1件	525	
振			文 書 扱 い	3万円以上 1件	735	
	'		T 1/2 + 7	3万円未満 1件	105	パルロ ハ 叶 4 日日 4 ハ ル
	振			系統あて	3万円以上 1件	315
込	利	A T M) 用	ル /= + <i>-</i>	3万円未満 1件	420	
Æ			他行あて	3万円以上 1件	630	
			J 45 + 7	3万円未満 1件	105	
	イン	/ターネット	系統あて	3万円以上 1件	210	
		ンキング	キング	3万円未満 1件	210	
			他行あて	3万円以上 1件	420	
代	佳	中取立	府 内	1 通	210	
金	集	中取业	府 外	1 通	630	
取	/ III	別取立	普 通 扱 い	1 通	630	
立	個	加 収 业	至 急 扱 い	1 通	840	
そ	送	金・振ジ	込の組戻料	1 件	630	・手数料を超える経費を要す
	代金	金取立にかかる	6不渡手形返却料	1 通	630	る場合は、その実費を申し受
0	代金	金取立にかかる	る取立手形組戻料	1 通	630	けます。 ・隔地間とは、大阪手形交換
他	取工	立手形店頭呈	示料(隔地間)	1 通	630	所区域外のものをいいます。

⁽注)系統とは、農業(漁業)協同組合、信用農業(漁業)協同組合連合会、農林中央金庫をいい、他行とは系統以外の金融機関をいいます。

信用事業取扱手数料一覧

■貸出業務に関するもの

(単位:円、消費税込)

手 数 料	種類	単 位	手 数 料	備考
残 高 証 明	書 発 行	1 通	210	
取引明細	表 発 行	1 件	210	
融資証明	書 発 行	1 通	210	
住宅取得年末残高	証明書発行	1 通	無料	
貸付金・利息払込	証明書発行	1 通	210	
権 利 者 の 同	意書発行	1 部	1, 050	印鑑証明書、資格証明書各1通を含む
ローンカー	ド発行	1 枚	1, 050	
繰上價還	住宅	ローン	5, 250	
林 上 頂 坯	リファ	ナームローン	3, 150	
条 件 変 更	住宅	ローン	5, 250	返済をともなわないもの
木 计 发 史	リフォ	ナームローン	3, 150	区内をこもなわないもの

■そ の 他

(単位:円、消費税込)

手 数	料	種 類	単 位		手 数 料	備考					
			1~100枚		無料						
両替業務	邦	貨 両 替	101~500枚		210						
			501枚以上		315						
	国債等の口座管理				無料						
(保護預かり)	投	信窓販の保護預かり			無料						
業務	残高証明書発行		1 通		210						
	括払込	有償払込	額 50百万円未満		2. 625						
株式払込事務受託		括	括	括	括	括	有償払込	額 50百万円以上	料率	2. 100	手粉料一去陰扎江短、 A
株 式 払 込事 務 受 託		有償払込	額 100百万円以上	\widehat{A}	1. 575	手数料=有償払込額 $\times \frac{A}{1,000}$					
		有償払込	額 300百万円以上		1. 260						
夜 間 金	庫	使用料	年 額		25, 200	月割 2,100円					

■ 系統セーフティネット

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫(JAバンク会員)で構成するグループの名称です。組合員・利用者のみなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。JAバンク法(農林中央金庫および特定農業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律)に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準(達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など)を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

<貯金等の保護の範囲>

- ○農水産業協同組合が破綻したときに貯金保険で保護される貯金等(「付保貯金」といいます)の額は、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす貯金)に該当するものは全額、それ以外の貯金等(「一般貯金等」といいます)については1農水産業協同組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等です。
- ○保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の貯金等並びに これらの利息等については、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあ ります。

保護される貯金等の範囲

	貯 金	等 の 種 類	保護される貯金等の額
	決済用貯金 (注1)	当座貯金、無利息普通貯金等	全額保護
貯金保険の 対象となる 貯金等	一般貯金等	有利息普通貯金、定期貯金、貯蓄 貯金、通知貯金、定期積金、元本 補填契約のある金銭信託(貸付信 託を含む)、農林債(リツノーワイ ド等の保護預り専用商品)等(注2)	合算して元本1,000万円までとその利息等(注3)を保護 (1,000万円を超える部分は破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)
貯金保険の 貯金等	の対象外の	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債(ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品)等	保護対象外 「破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)

- (注) 1. 決済用貯金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。
 - 2. このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品等が該当します。
 - 3. 定期積金の給付補填金等も利息と同様保護されます。
- *本内容については、貯金保険機構ホームページより引用しています。なお、詳細については、 貯金保険機構ホームページ(http://www.sic.or.jp/)をご参照ください。





経営資料 [決算の状況

1 貸借対照表

(単位:千円)

> 5€	±		在 / 上、	Laυ 幼 次 立	(単位:千円)
<u></u>	産			よび純資産	亚士の左帝
科目	平成22年度 (平成23年3月31日現在)	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	科目	平成22年度 (平成23年3月31日現在)	平成23年度 (平成24年3月31日現在)
1. 信 用 事 業 資 産	367, 746, 757	377, 071, 773	1. 信 用 事 業 負 債	361, 597, 397	372, 944, 887
(1) 現 金	1, 158, 202	1, 063, 501	(1) 貯 金	358, 044, 546	369, 831, 035
(2) 預 金	280, 472, 455	295, 191, 953	(2) 借 入 金	3, 072, 707	2, 673, 423
系 統 預 金	280, 472, 455	295, 191, 953	(3) その他の信用事業負債	478, 490	438, 779
(3) 有 価 証 券	25, 664, 120	25, 015, 077	未 払 費 用	318, 815	282, 518
国	19, 453, 706	19, 310, 346	その他の負債	159, 674	156, 261
金 融 債	499, 991	_	(4) 睡眠貯金払戻引当金	1, 653	1, 648
社	5, 710, 422	5, 704, 731	2. 共済事業負債	1, 153, 788	1, 198, 832
(4) 貸 出 金	58, 856, 035	54, 129, 821	(1) 共 済 借 入 金	488, 670	470, 924
(5) その他の信用事業資産	1, 797, 178	1, 856, 558	(2) 共 済 資 金	288, 935	363, 006
未 収 収 益	1, 775, 512	1, 824, 272	3) 共済未払利息	7, 316	7, 477
その他の資産	21, 666	32, 286	(4) 未経過共済付加収入	366, 962	355, 374
(6) 貸 倒 引 当 金	△201, 235	△185, 139	(5) 共済未払費用	1, 743	1, 768
2. 共済事業資産	503, 501	495, 073	(6) その他の共済事業負債	161	280
(1) 共 済 貸 付 金	493, 478	477, 875	3. 経済事業負債	69, 359	65, 921
(2) 共済未収利息	7, 381	7, 591	(1) 経済事業未払金	58, 710	54, 868
(3) その他の共済事業資産	4, 929	11, 783	(2)経済受託債務	10, 649	11, 053
(4) 貸 倒 引 当 金	△2, 287	△2, 176	4. 雑 負 債	640, 164	593, 789
3. 経済事業資産	117, 438	105, 345	(1) 未払法人税等	177, 770	105, 918
(1) 経済事業未収金	53, 377	46, 188	(2) リース債務	36, 718	24, 479
(2) 棚 卸 資 産	63, 622	61, 832	(3) 資産除去債務	37, 091	37, 408
購 買 品	56, 334	55, 068	(4) その他の雑負債	388, 584	425, 983
販売品 (3) その他の経済事業資産	7, 287 683	6, 764 683	5.諸 引 当 金 (1)賞 与 引 当 金	839, 679 96, 394	627, 635
(4) 貸 倒 引 当 金		△3, 359	(1) 賞 与 引 当 金 (2) 退 職 給 付 引 当 金	90, 594 636, 614	95, 067 506, 589
4. 雑 資 産	41, 856	41, 824	(3) 役員退任慰労引当金	95, 916	22, 307
(1) 雜 資 産	41, 856	41, 824	(4) 環境対策引当金	3, 672	3, 672
5. 固 定 資 産	2, 009, 166	2, 049, 341	(5) 固定資産解体等引当金	7, 082	0, 01 <i>L</i>
(1) 有形固定資産	2, 002, 326	2, 044, 550	負債合計	364, 300, 390	375, 431, 067
建物	2, 453, 779	2, 529, 775	1. 組 合 員 資 本	15, 542, 776	15, 915, 171
機械装置	98, 871	98, 871	(1) 出 資 金	1, 116, 208	1, 122, 461
土 地	774, 620	774, 618	(2) 資 本 準 備 金	22, 249	22, 249
リース資産	58, 284	58, 284	(3) 利 益 剰 余 金	14, 410, 347	14, 776, 621
建設仮勘定	10, 015	_	利 益 準 備 金	2, 202, 713	2, 232, 416
その他の有形固定資産	755, 552	775, 497	その他利益剰余金	12, 207, 633	12, 544, 205
減価償却累計額	△2, 148, 796	△2, 192, 496	信用事業基盤強化積立金	1, 400, 000	1, 400, 000
(2) 無 形 固 定 資 産	6, 839	4, 791	施設整備積立金	430, 000	430, 000
その他の無形固定資産	6, 839	*	有価証券価格変動積立金	100, 000	100, 000
6. 外 部 出 資	9, 082, 105	11, 344, 010	貸出債権積立金	620, 000	620, 000
(1) 外 部 出 資	9, 082, 105	11, 344, 010	圧 縮 積 立 金	5, 583	4, 750
系 統 出 資	8, 538, 745	10, 799, 750	特 別 積 立 金	8, 790, 297	9, 140, 297
系統外出資	543, 360	544, 260	当期未処分剰余金	861, 752	849, 156
7. 繰延税金資産	348, 707	243, 407	(うち当期剰余金)	(508, 687)	(404, 653)
			(4) 処分未済持分	△6, 028	△6, 160
			2. 評価・換算差額等	6, 365	4, 538
			(1) その他有価証券評価差額金	6, 365	4, 538
>/æ → ^ =:	070 040 500	201 252 777	純資産合計	15, 549, 142	15, 919, 710
資産合計	379, 849, 532	391, 350, 777	負債および純資産合計	379, 849, 532	391, 350, 777

*表示方法変更科目

2 損益計算書

(単位:千円)

					(単位:千円)
科 目	平成22年度 (平成22年4月1日から) (平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から) (平成24年3月31日まで)	科 目	平成22年度 (平成22年4月1日から) (平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から) (平成24年3月31日まで)
1. 事 業 総 利 益	3, 429, 399	3, 381, 845	(9) 利 用 事 業 収 益	56, 616	55, 758
(1) 信 用 事 業 収 益	3, 437, 252	3, 239, 729	水稲育苗代金	*	30, 631
資金運用収益	3, 350, 781	3, 136, 036	請負代金	*	25, 126
(うち預金利息)	(1, 899, 250)	(1, 788, 233)	(10) 利 用 事 業 費 用	38, 168	36, 493
(うち有価証券利息)	(172, 750)	(142, 993)	水稲育苗費用	*	14, 554
(うち貸出金利息)	(1, 058, 649)	(977, 303)	請負費用	*	21, 938
(うちその他受入利息)	(220, 131)	(227, 506)	利用事業総利益	18, 448	19, 264
役務取引等収益	49, 183	49, 306	(11) 指 導 事 業 収 入	16, 948	20, 211
その他経常収益	37, 287	54, 386	指 導 補 助 金	*	9, 357
(2) 信 用 事 業 費 用	1, 020, 381	882, 186	実 費 収 入	*	10, 488
資 金 調 達 費 用	743, 215	624, 787	受入事務委託料	*	366
(うち貯金利息)	(639, 270)	(533, 894)	(12) 指 導 事 業 支 出	91, 368	95, 197
(うち給付補填備金繰入)	(74, 965)	(65, 352)	営 農 改 善 費	*	22, 381
(うち借入金利息)	(28, 323)	(24, 865)	生活改善費	*	16, 588
(うちその他支払利息)	(656)	(675)	教 育 情 報 費	*	56, 227
役務取引等費用	13, 350	14, 568	指導事業収支差額	△74, 419	△74, 985
その他経常費用	263, 815	242, 829	2. 事 業 管 理 費	2, 819, 469	2, 869, 777
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(349)	(794)	(1) 人 件 費	1, 974, 348	1, 987, 962
信用事業総利益	2, 416, 870	2, 357, 543	(2) 業 務 費	415, 933	430, 533
(3) 共済事業収益	995, 745	1, 006, 981	(3) 諸 税 負 担 金	122, 527	131, 551
共 済 付 加 収 入	954, 427	958, 563	(4) 施 設 費	295, 428	304, 136
共済貸付金利息	17, 400	15, 261	(5) その他事業管理費	11, 232	15, 594
その他の収益	23, 917	33, 156	事 業 利 益	609, 929	512, 067
⑷ 共 済 事 業 費 用	64, 142	61, 385	3. 事 業 外 収 益	134, 093	161, 040
共済借入金利息	16, 764	15, 195	(1)受取出資配当金	123, 449	133, 116
共 済 推 進 費	38, 245	36, 863	(2) 賃 貸 料	6, 287	6, 384
その他の費用	9, 133	9, 326	(3) 貸倒引当金戻入益	*	16, 206
共済事業総利益	931, 603	945, 595	(4) 雑 収 入	4, 357	5, 331
(5) 購買事業収益	591, 174	593, 450	4. 事 業 外 費 用	14, 123	11, 432
購買品供給高	581, 471	582, 924	(1) 支 払 雑 利 息	1, 662	1, 579
その他の収益	9, 702	10, 526	(2) 寄 付 金	1, 800	2, 307
(6) 購買事業費用	537, 935	543, 976	(3) 減 価 償 却 費	531	479
購買品供給原価	530, 785	534, 233	(4) 建物保存登記等	*	1, 942
購買品供給費	4, 803	4, 627	(5) 雜 損 失	10, 128	5, 123
その他の費用	2, 345	5, 115	経常利益	729, 900	661, 675
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(3, 113)	5.特别利益	13, 160	5, 882
購買事業総利益	53, 239	49, 473	(1)固定資産処分益	2 100	5, 882
(7) 販売事業収益	247, 410	266, 641	(2) 一般補助金	2, 199	_
販売品販売高	192, 288	208, 708	(3) 貸倒引当金戻入益 6. 特 別 損 失	10, 961	17 047
販売手数料 その他の収益	36, 880	39, 955		43, 639	17, 847
8) 販売事業費用	18, 241 163, 752	17, 976	(1) 固定資産処分損(2) 固定資産圧縮損	2, 838 2, 139	17, 847
		181, 687	(3) 資産除去債務に関する会計基準導入に係る影響額	2, 139 27, 908	
販売品販売原価	156, 140	173, 780	(4) その他の特別損失	10, 754	
販 売 費 その他の費用	4, 334	4, 236	税引前当期利益	699, 421	649, 709
販売事業総利益	3, 276	3, 670	法人税・住民税および事業税	202, 459	138, 583
双 光 争 未 秘 利 益	83, 658	84, 953	過年度法人税等戻入額	∠4, 924	130, 303
			法 人 税 等 調 整 額	△6, 802	106, 472
			法人税等高量额法人税等合計	190, 733	245, 056
			当期剰余金	508, 687	404, 653
			当期首繰越剰余金	353, 064	444, 503
			当期未処分剰余金	861, 752	849, 156
			コベスとカボスエ	501, 102	070, 100

経営資料 [決算の状況

3 キャッシュ・フロー計算書

					(単位:千円)
科目	平成22年度 (平成22年4月1日から) (平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から) (平成24年3月31日まで)	科目	平成22年度 (平成22年4月1日から) (平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から) (平成24年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(経済事業活動による資産および負債の増減)		
税引前当期利益	699, 421	649, 709	受取手形および経済事業未収金の純増減	9, 744	7, 189
減価償却費	128, 261	119, 829	棚卸資産の純増減	△2, 990	1, 789
資産除去債務の増加額	310	316	支払手形および経済事業未払金の純増減	1, 916	△3, 841
敷金償却	*	60	経済事業受託債務の純増減	1, 368	404
貸倒引当金の増加額	△10, 961	△13, 092	その他の経済事業資産の純増減	△341	*
睡眠貯金払戻引当金の増加額	14	△5	(その他の資産および負債の純増減)		
賞与引当金の増加額	△2, 467	△1, 327	その他の資産の純増減	45, 907	524
退職給付引当金の増加額	△140, 029	△130, 025	その他の負債の純増減	12, 932	36, 846
役員退任慰労引当金の増加額	9, 232	△73, 608	信用事業資金運用による収入	3, 333, 781	3, 102, 599
環境対策引当金の増加額	3, 672	*	信用事業資金調達による支出	△854, 972	△658, 773
固定資産解体等引当金の増加額	7, 082	△7, 082	共済貸付金利息による収入	18, 407	15, 052
信用資金運用収益	△3, 350, 781	△3, 142, 078	共済借入金利息による支出	△17, 819	△15, 033
信用資金調達費用	743, 215	624, 787	資産除去債務に関する会計基準導入に係る影響額	27, 888	*
共済貸付金利息	△17, 400	△15, 261	小 計	△21, 641	1, 899, 149
共済借入金利息	16, 764	15, 195	雑利息および出資配当金の受取額	123, 449	113, 116
受取雑利息および受取出資配当金	△123, 449	△113, 116	雑利息の支払額	△1, 701	△1, 579
支払雑利息	1, 662	1, 579	法人税等の支払額	△122, 802	△210, 434
有価証券関係損益	6, 000	6, 042	事業活動によるキャッシュ・フロー	△22, 695	1, 800, 252
固定資産売却損益	*	△5, 780	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産除去損	2, 838	*	有価証券の償還による収入	644, 000	640, 000
固定資産除却損	2, 139	*	補助金の受入による収入	2, 199	*
固定資産処分損	*	24, 828	固定資産の取得による支出	△47, 001	△177, 752
一般補助金	△2, 199	*	固定資産の売却による収入	*	5, 782
(信用事業活動による資産および負債の増減)			外部出資の取得による支出	△633, 829	△2, 261, 905
貸出金の純増減	3, 104, 587	4, 726, 213	その他	*	△7, 082
預金の純増減	△17, 700, 000	△14, 670, 000	投資活動によるキャッシュ・フロー	△34, 631	△1, 800, 957
貯金の純増減	14, 427, 853	11, 786, 488	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
信用事業借入金の純増減	△336, 603	△399, 283	リース債務の返済等による支出	△12, 239	△12, 239
その他の信用事業資産の純増減	△4, 250	△19, 927	出資の増額による収入	26, 271	17, 877
その他の信用事業負債の純増減	△4, 531	△5, 697	出資の払戻しによる支出	△15, 294	△11, 624
(共済事業活動による資産および負債の増減)			持分の取得による支出	△4, 987	△6, 160
共済貸付金の純増減	45, 553	15, 602	持分の譲渡による収入	4, 987	6, 028
共済借入金の純増減	△45, 500	△17, 745	出資配当金の支払額	△37, 955	△38, 379
共済資金の純増減	△39, 190	74, 071	財務活動によるキャッシュ・フロー	△39, 217	△44, 497
未経過共済付加収入の純増減	△12, 843	△11, 587	4.現金および現金同等物に係る換算差額	0	0
共済未払費用の純増減	△1, 752	25	5. 現金および現金同等物の増加額	△96, 545	△45, 203
その他の共済事業資産の純増減	△4, 273	△6, 854	6. 現金および現金同等物の期首残高	1, 677, 203	1, 580, 658
その他の共済事業負債の純増減	160	118	7. 現金および現金同等物の期末残高	1, 580, 658	1, 535, 454

^{*}表示方法変更科目



平成22年度

1. 重要な会計方針

記載金額の端数処理等

2. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」 (企業会計審議会 平成11年1月22日) に基づき、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

満期保有目的の債券については、その銘柄の異なるごとに移動平均法 PERSON P 1113221以内では、てい動物の異なることに移動半均法による償却原価法によって評価しています。 その他有価証券で、時価のあるものについてはその銘柄の異なるごと

に時価により評価し、移動平均法による償却原価法により計算した帳簿 価額との差額を税効果調整後に、純資産の部「その他有価証券評価差額 金」に計上しています。時価を把握することが極めて困難と認められる ものについては、移動平均法による原価法または償却原価法により評価 しています。

- 棚卸資産の評価基準および評価方法は次のとおりです。
- (1) 購買品……売価還元法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により 算定)

販売品……最終仕入原価法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により

- 固定資産等の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物 (建物付属設備を除く)

- ① 平成10年3月31日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定率法
- 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 法人税法に規定する旧定額法
- 平成19年4月1日以降に取得したもの 法人税法に規定する定額法

建物以外

- 平成19年3月31日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定率法
- 平成19年4月1日以降に取得したもの 法人税法に規定する定率法
- また、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物および構築物 8年~50年

機械装置および運搬具 3年~12年 3年~15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しています。また、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間 (5年間) で定額法により償却し ています。

- リース資産
- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用して います
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっ

なお、上記(1)から(3)の20万円未満の資産等については、一時損金経 理を行っています。

- 5. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の自己査定基準および償 却・引当基準により、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権(要管理先債権を含む)については、 貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期末は租税特別措置法第57条の10により算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する 債権については、債権額から担保の処分見込額および保証による回収 可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に 判断し必要と認める金額を計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以 下「破綻先」という)に対する債権、および法的に経営破綻の事実が 発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実 質破綻先」という)に対する債権については、帳簿価額から担保の処 分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を 計上しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、総務部が資産査定を実施 同部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定 結果に基づいて、上記の引当を行っています。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における 退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生している と認められる額を計上しています。

また、過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内 の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しています。数理 の一定の十数 (347) による定額法により資用処理しています。 数壁 計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数 (3年) による定額法により按分した額を、そ れぞれ発生期から費用処理することとしています。

賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する 支給見込額のうち、 当期に帰属する金額を計上しています。

役員退任慰労引当金

役員退任慰労引当金は、役員の退任慰労金の支給に備えて、役員退 任慰労金規程による期末要支給額を計上しています。

睡眠貯金払戻引当金

睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者から の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく 将来の払戻損失見込額を計上しています。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、環境対策を目的とした支出に備えるため、今後 発生すると見込まれる金額を計上しています。

固定資産解体等引当金

固定資産解体等引当金は、店舗解体等を目的とした支出に備えるた め、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のフ イナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以 前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借に準じた会計処理に

よっています。 また、リース取引開始日が平成20年4月1日以降のリース取引につい ては、原則として、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理によっ ていますが、重要性が乏しいと認められる場合には、通常の賃貸借に準 じた会計処理によっています。

7. 消費税の会計処理の方式

消費税の会計処理については税抜方式を採用しています。ただし、資 産に係る控除対象外消費税については、繰延消費税として「雑資産」に 計上し、法人税法の定める期間(5年間)で毎期均等償却しています。

Ⅱ. 会計方針の変更

1. 会計処理の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号(平 成20年3月31日 (企業会計基準委員会))) および「資産除去債務に関す る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号(平成20年3月

3日(企業会計基準委員会)))を適用しています。 これにより「有形固定資産」のうち「建物」は34,496千円、「減価償却累計額」は27,099千円、および「繰延税金負債」は2,330千円、それぞれ増加し、「雑資産」のうち「差入保証金」が80千円減少し、「雑負債」 のうち「資産除去債務」に37,091千円を計上しています。

また、事業利益および経常利益は1,865千円減少し、適用初年度の期 首において新たに負債として計上した資産除去債務の金額と資産に追加 計上した除去費用の金額との差額を資産除去債務会計基準の適用にとも なう影響額として特別損失に27,908千円計上した結果、税引前当期利益 は29,774千円減少しています。

2. 表示方法の変更

平成23年3月28日農林水産省令第10号「農業協同組合法施行規則の一部 を改正する省令」が、平成22年4月1日以後に開始した事業年度から適用 されること等にともない、当期から以下のとおり表示を変更しています。 (1) 全般的事項

貸借対照表と損益計算書における表示の基本について、当期から以 下のとおり変更しています

- ① 従来、事業実施の有無等により残高表示を区分していましたが、 残高が0の勘定科目については、全て表示していません。
- 貸借対昭表関係
- ①「雑負債」の内訳として、「資産除去債務」を追加しています。
- 損益計算書関係
- ① 「法人税、住民税および事業税」「法人税等調整額」の合計額とし て「法人税等合計」を追加しています
- 過年度に係る減価償却費および利息費用である「資産除去債務に 関する会計基準導入に係る影響額」はその金額的重要性が高いため、 区分表示しています。

Ⅲ. 追加情報

1. 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる 金額を環境対策引当金として計上しています。 これにより、特別損失のうち「その他の特別損失」に3,672千円計上

した結果、税引前当期利益は3,672千円減少しています。

2. 固定資産解体等引当金

店舗解体等を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれ る金額を固定資産解体等引当金として計上しています。 これにより、特別損失のうち「その他の特別損失」に7,082千円計上

した結果、税引前当期利益は7,082千円減少しています。

経営資料 [決算の状況

平成22年度

IV. 貸借対照表に関する注記

. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額の合計額は38,725千円であり、その内訳は次のとおりです。 破綻先債権 — 千円

延滞債権 38.725千円 3ヵ月以上延滞債権 一千円 貸出条件緩和債権 一千円 *上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

- なお、それぞれの定義は以下により行っています 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継 続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁 済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒 償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という) のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由または第4号に規定する事由が生じているものをいいます。 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権および債
- 務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を 猶予したもの以外の貸出金をいいます。
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払 日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(破綻先債権および延 滞債権を除く)をいいます。
- 。「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援をはか ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に有利になる取決めを行った貸出金(破 綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権を除く)をいいます。 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧
- 縮記帳額は2,139千円で、累計額は、4,978千円です。なお、累計額は、 平成14年度からの合計額です。
- 3. 理事・監事に対する金銭債権の総額は、106,525千円です。
- 4. 理事・監事に対する金銭債務はありません
- . 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して 定期預金7,000,000千円を差し入れています。 . 貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付さ
- れた大阪府信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金4,600,000 千円が含まれています。
- 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約 上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は3,229,864

未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の 保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融 資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求 するなどの与信保全上の措置等を講じています。

V. 損益計算書に関する注記

- 信用事業収益の「その他経常収益」には、睡眠貯金の繰入額1,907千
- 一切が含まれています。 ・特別利益の「貸倒引当金戻入益」の内訳は、信用事業10,631千円、信 用以外の事業330千円となっています。
- 購買品供給原価には、棚卸資産の収益性の低下にともなう簿価切下げ による棚卸評価損11千円が含まれています。

VI. リース取引に関する注記

- リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引に関する事項 (1) リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のつ ァイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理によっています。なお、リース物件の所有権が借り手 に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次の とおりです。
 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末 残高相当額

(単位:千円)

	機械装置	器具備品	その他	合 計
取得価額相当額	_	11, 618	_	11, 618
減価償却累計額相当額	_	10, 634	_	10, 634
期末残高相当額	_	984	_	984

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内 1,043千円 1年超 1,043千円

当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 支払リース料 2.478千円 減価償却費相当額 2,323千円 支払利息相当額 62千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっ ています

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額 とし、各期への配分方法については利息法によっています。 リース取引開始日が平成20年4月1日以降のリース取引に関する事項

- (1) リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のフ テース物件の所有権が テイナンス・リース取引 ① リース資産の内容
 - - 有形固定資産

主として、電子計算機です。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっ ています。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (燥矿税全資産)

(深延忧並其性)	
賞与引当金	30, 364千円
退職給付引当金	200,533千円
繰延資産 (建物寄付)	27, 161千円
賞与引当金に係る未払費用	4,469千円
役員退任慰労引当金	30, 213千円
資産除去債務	11,683千円
前払費用	4,073千円
特別期末手当	3,711千円
別段貯金	24, 363千円
未払事業税	12,722千円
その他	9,775千円
繰延税金資産計	359,073千円
評価性引当額	△138千円
繰延税金資産合計 (A)	358, 935千円
(繰延税金負債)	
資産除去費用の資産計上額	△2, 330千円
固定資産圧縮積立金	△2, 184千円
外部出資	△2, 786千円
その他有価証券評価益	△2, 927千円
繰延税金負債合計 (B)	△10, 228千円
繰延税金資産の純額(A+B)	348, 707千円
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差	異の主な原因
法定実効税率	31.5%

31.5%

(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2. 4%
住民税均等割等	0.8%
評価性引当額の増減	△4. 3%
その他	△1. 1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27. 2%

Ⅷ. 金融商品に関する注記

<金融商品関係>

- 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員 や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業 協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価 証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクを含んでいます。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リス 金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクを含んでいます。 借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会 等からの借入金です。

金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会にお いて対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、 いて対応力針を決定しています。また、通常の賃田取引については、本所に融資審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方対を作成、実践 し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、 貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を 計上し、資産および財務の健全化につとめています。

平成22年度

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを 的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を はかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバ ランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析な どを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の 構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなど の投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況 やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに 経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報 交換および意思決定を行っています。業務部は、理事会で決定した 運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、 証券の売買やリスクヘッジを行っています。業務部が行った取引に ついては総務部が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定 期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

・トレーディング目的以外の金融商品

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目 的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数 である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、 貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、 貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について 期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価 値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的 分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当 期末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した 場合には、経済価値が97,842千円減少するものと把握してい

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提 としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮してい ません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生 じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係 る未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月 次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。 また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握した

うえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づ く価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(こ れに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあります。金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次 のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて は、次表には含めず(3)に記載しています。

						(単位:十円)
				貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
預	į		金	280, 472, 455	279, 890, 123	△582, 332
有	ī 価	証	券			
	売買目的	有価	証券	_	_	_
	満期保有I	目的の)債券	25, 211, 643	25, 126, 135	△85, 508
	その他を	有価	証券	452, 477	452, 477	_
貸	注	1	金			
	貸倒	31 =	金	△201, 235		
	貸倒引当	金控	除後	58, 654, 800	60, 432, 146	1, 777, 346
資	産		計	364, 791, 376	365, 900, 881	1, 109, 505
貯	2		金	358, 044, 546	357, 853, 851	△190, 695
負	. 債	į	計	358, 044, 546	357, 853, 851	△190, 695

(注)貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していること から、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、

期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワ ップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定し ています

② 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取 引金融機関から提示された価格によっています。また、投資信託に ついては、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映 するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、 時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく 区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・

スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代 わる金額として算定しています。 なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿 価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価 に代わる金額として算定しています

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとお りであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

				貸借対照表計上額
外	部	出	資	9, 082, 105

(注) 外部出資は、時価を把握することが極めて困難であると認めら れるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

			1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5 年 超
預		金	280, 472, 455	0	0	0	0	0
有	価 証	券	641, 051	608, 653	1, 096, 976	70, 815	4, 041, 755	19, 204, 868
満期	保有目的の)債券	499, 991	506, 343	1, 000, 440	0	4, 000, 000	19, 204, 868
	他有価証券の		141, 060	102, 309	96, 536	70, 815	41, 755	0
貸	出	金	6, 291, 550	4, 738, 560	8, 996, 632	4, 380, 075	2, 983, 213	31, 459, 752
合		計	287, 405, 057	5, 347, 213	10, 093, 609	4, 450, 890	7, 024, 968	50, 664, 620

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越615,919千円については「1年以内」 に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等6,251 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

		1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5 年 超
貯	金	317, 752, 098	6, 465, 500	2, 672, 254	228, 916	220, 743	103, 598
合	計	317, 752, 098	6, 465, 500	2, 672, 254	228, 916	220, 743	103, 598

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて

2. 貯金のうち、定期積金30,601,434千円については含めてい ません。

<有価証券関係>

1. 売買目的有価証券 該当ありません

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

				(単位:十円)
種	類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
	国債	1, 000, 440	1, 018, 755	18, 314
時価が貸借対	社 債	4, 006, 343	4, 176, 200	169, 856
照表計上額を 超えるもの	金融債	499, 991	501, 000	1, 008
	計	5, 506, 775	5, 695, 955	189, 179
時価が貸借対	国債	18, 000, 788	17, 767, 000	△233, 788
照表計上額を超えないもの	社 債	1, 704, 079	1, 663, 180	△40, 899
超えないもの	計	19, 704, 868	19, 430, 180	△274, 688
合	計	25, 211, 643	25, 126, 135	△85, 508

3. 子会社および関連会社株式で時価のあるもの(売買目的有価証券を除く) 該当ありません。

経営資料 [決算の状況

平成22年度

4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

△2 340 465壬円

種	類		取得原価または 償 却 原 価	貸借対照表計 上額	差額
	株 :	式	_	_	_
貸借対照表計 上額が取得原	債	券	443, 184	452, 477	9, 292
価または償却原価を超える	国	債	443, 184	452, 477	9, 292
原価を超える もの	その・	他	_	_	_
	計		443, 184	452, 477	9, 292
貸借対照表計	株 :	式	_	_	_
上額が取得原価または償却	債	券	_	_	_
原価を超えな	その・	他	_	_	_
いもの	計		_	_	_
合	計		443, 184	452, 477	9, 292

上記差額から繰延税金負債2,927千円を差し引いた額6,365千円 が、賃借対照表の「その他を何証券評価差額金」に含まれています。 5. 当期中に売却した満期保有目的の債券

- 該当ありません。
- 当期中に売却したその他有価証券
 - 該当ありません。
- 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、主な ものの内容と貸借対照表計上額 該当ありません
- 8. 保有目的区分を変更した有価証券 該当ありません。

IX. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度

・ 採用している。
「株」の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるた め、全共連等との契約による確定給付型企業年金制度を採用しています。

2. 退職給付債務およびその内訳 退職給付債務

	_	25 194/FITT BC377	<u></u>
	1	年金資産	1,745,892千円
	ウ	未積立退職給付債務 (ア+イ)	△594, 573千円
	エ	会計基準変更時差異の未処理額	一千円
	才	未認識過去勤務債務(債務の減額)	△2,446千円
	カ	未認識数理計算上の差異(債務の減額)	△39, 593千円
		退職給付引当金(ウ+エ+オ+カ)	△636, 614千円
3.	退聘	機給付費用の内訳	
	ア	勤務費用	109, 286千円
	1	利息費用	43,006千円
	ウ	期待運用収益	△24,825千円
	エ	会計基準変更時差異の費用処理額	一千円
	才	過去勤務債務の費用処理額	△2,446千円
	カ	数理計算上の差異の費用処理額	△36, 290千円
	+	退職加算金	一千円
		退職給付費用(ア+イ+ウ+エ+オ+カ+	キ) 88,730千円

4. 退職

職給付債務等の計算基礎	
割引率	1. 70%
期待運用収益率	1. 38%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
会計基準変更時差異の処理年数	_
過去勤務債務の処理年数	3年
数理計算上の差異の処理年数	3年

5. 特例業務負担金

法定福利費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合 制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法 律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付 等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計 上しています

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金

の額は、21,782千円となっています。

また、翌事業年度以降において組合が負担することが見込まれる特例 業務負担金の総額は344,665千円(平成23年3月現在における平成44年 3月までの特例業務負担金将来見込額)となっています。

X. 資産除去債務に関する注記

- 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 - (1) 当該資産除去債務の概要

当組合は一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務 に関し資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に17年)と見積り、 割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に1.967%) を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

当期における当該資産除去債務の総額の増減

変動の内容 当期における総額の増減 期首残高(注) 時の経過による調整額 310千円 期末残高 37,091千円

- (注) 当期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基 準第18号(平成20年3月31日(企業会計基準委員会))) お 「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業 会計基準適用指針第21号(平成20年3月31日(企業会計基 準委員会))) を適用したことによる期首時点における残高 上記資産除去債務の負債計上およびこれに対応する 除去費用の資産計上に代えて、当該保証金等の回収が最終 的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うちの当期の負担に属する金額を「その他施設費」に計上 しています。なお、期首における過年度の回収が見込まれ ない金額については特別損失により処理しています。
- 2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務 該当事項はありません。

XI. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、堺市内の地域において、将来の使用が見込まれていない 遊休不動産等を所有しています

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:千円)

貸借対照表計上額	時 価
30, 969	191, 151

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除 した金額です
 - 2. 当期末の時価は、固定資産税評価額を基礎として算定して います。

XII. キャッシュ・フロー計算書に関する注記
1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲については、貸借対照 表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当 座預金、普通預金および通知預金となっています。

現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の 金額との関係は以下のとおりです。

平成22年3月31日

現金・預金勘定 264, 027, 203千円 当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 △262, 350, 000千円 現金および現金同等物 1,677,203千円

平成23年3月31日

現金・預金勘定 281,630,658千円 当座預金、普通預金および通知預金以外の預金現金および現金同等物 △280, 050, 000千円 1.580.658壬円

3. 重要な非資金取引

当期に計上した資産除去債務の金額は以下のとおりです。 37.091千円 資産除去債務

平成23年度

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法 (1) 満期保有目的の債券: 償却原価法 (定額法)
- その他有価証券
 - ① 時価のあるもの:期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額 は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)
 - ② 時価を把握することが極めて困難と認められるもの:移動平均法に よる原価法
- 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
- (1) 購買品:売価還元法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低 下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 販売品: 最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性 の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 3. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産除く)

建物(建物附属設備を除く)

- 平成10年3月31日以前に取得したもの 法人税法に規定する旧定率法
- 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 法人税法に規定する旧定額法
- 平成19年4月1日以降に取得したもの 法人税法に規定する定額法

建物(建物附属設備を除く)以外

- 平成19年3月31日以前に取得したもの
- 法人税法に規定する旧定率法 平成19年4月1日以降に取得したもの
- 法人税法に規定する定率法

主な耐用年数は以下のとおりです。 8年~50年

建物および構築物 機械装置および車両運搬具 3年~12年

工具器具備品 3年~15年 (2) 無形固定資産(リース資産除く)

定額法を採用しています。また、当組合利用のソフトウェアについ ては、組合内における利用可能期間(5年間)で定額法により償却し ています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっ

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法 と同一の基準によっています。上記(1)から(3)の20万円未満の資産等については、取得時に全額費用処理を行っています。

4 引当金の計ト基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程およ び資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権(要管理先債権を含む)については、 賃倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計 上しています。なお、この基準に基づき、当期末は租税特別措置法第 57条の10により算定した金額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性

が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に対する債権については、 債権額から担保の処分見込額および保証による回収可能見込額を控除 し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる金額を計上しています。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破

に対する債権および法的に経営破綻の事実が発生していないも のの実質的に経営破綻に陥っている債務者(実質破綻先)に対する債 権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による 回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、総務部が資産査定を実施

当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査 定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支給に備えるため、職員に対する支 給見込額のうち、当期に帰属する金額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における 退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生している と認められる額を計上しています。また、過去勤務債務は、その発生 時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (3年) による定額法 により費用処理しています。数理計算上の差異については、各期の発 生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (3年) によ る定額法により計算した額を、それぞれ発生期から費用処理すること としています。

役員退任慰労引当金

へ 役員退任慰労引当金は、役員の退任慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程による期末要支給額を計上しています。

睡眠貯金払戻引当金

睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者から の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく 将来の払戻損失見込額を計上しています。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、環境対策を目的とした支出に備えるため、今後 発生すると見込まれる金額を計上しています。

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借に準じた会計処理によ

リース取引開始日が平成20年4月1日以降のリース取引に ては、原則として、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理によっ ていますが、重要性が乏しいと認められる場合には、通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。

6. 消費税等の会計処理の方式

消費税および地方消費税の会計処理については税抜方式を採用してい ます。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、繰延消 費税として「雑資産」に計上し、法人税法の定める期間(5年間)で毎 期均等償却しています

7. 記載金額の端数処理等

貸借対照表および損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表 示しており、残高がゼロの科目については、表示していません。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

前期において利用事業収益に含めて表示していた「水稲育苗代金」・「請 負代金」、利用事業費用に含めて表示していた「水稲育苗費用」・「請負費 用」、および指導事業収入に含めて表示していた「指導補助金」・「実費収入」 ・「受入事務委託料」、指導事業支出に含めて表示していた「営農改善費」 「生活改善費」・「教育情報費」については、重要性が増したため、当期よ り区分表示しています。

また、前期において雑損失に含めて表示していた「建物保存登記等」については、重要性が増したため、当期より区分表示しています。

Ⅲ. 追加情報

- 当期首より、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関 する会計基準」(平成21年12月4日公表) および、企業会計適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成21年12月4日公表) を適用しています。
- 上記1. の基準の適用に伴い、会計制度委員会報告第14号「金融商品 会計に関する実務指針」(平成23年3月29日)の改正および平成24年3月 22日農林水産省令第27号「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省 令」が平成23年4月1日以後開始する事業年度から適用されること等に 伴い、特別利益の内書として独立掲記していた、「貸倒引当金戻入益」は、 事業外収益に区分を変更しています。

IV. 貸借対照表に関する注記

- ・ 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳累計額は4,978千円であり、当期は圧縮記帳を実施していません。なお、累計額は平成14年度からの合計金額です。 ・ 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して
- 定期預金7,000,000千円を差し入れています。なお、当該担保提供資産 に対応する債務はありません。
- 3. 理事、監事に対する金銭債権の総額は、383,405千円です
- . 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸出 条件緩和債権の額の合計額は、37,095千円であり、その内訳は次のとお りです。

破綻先債権 延滞債権 37,095千円 一千円 一千円 3ヵ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 *上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

- なお、それぞれの定義は以下により行っています。 イ. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期 間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3 号のイからホに掲げる事由または第4号に規定する事由が生じ ているものをいいます。
 - 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権および 債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の 支払いを猶予したもの以外の貸出金をいいます。
 - 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定 支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(破綻先債権および延滞債権を除く。)をいいます。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援をは かることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の 返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取り決めを行 った貸出金(破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権

経営資料 [決算の状況

平成23年度

を除く。)をいいます。

- 貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が 付された大阪府信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金 4,600,000千円が含まれています。
- ・当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約 上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸 付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、 2,795,236千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資 未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融 資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けら れています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求 する等の与信保全上の措置等を講じています。

V. 損益計算書に関する注記

- 信用事業収益の「その他経常収益」には、睡眠貯金の繰入額5,415千円
- ・ 10.75 (水の水の) が含まれています。 ・ 事業外収益の「貸倒引当金戻入益」の内訳は、信用事業16,095千円、 信用以外の事業110千円となっています。

VI. 金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員 や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協 同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券等の有価証券 による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクを含んでいます。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リス 金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクを含んでいます。 借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会 からの借入金です。

金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会にお 厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳 正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要 額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。 ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的 国報合とは、並利り入り、間省後勤り入り等の市場注り入りを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築 につとめています

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の 投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経 営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日 常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事 会で決定した運用方針およびALM・リスク管理委員会で決定され た方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っていま す。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経 営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以 外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金 利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価 証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入 金です

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末 後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動 額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用し ています

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末 現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合に

- は、経済価値が20,150千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合に は、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月 次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。 また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な るた、「17000世紀)」というについては、以東中間のに1701年での重要な 要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(検金性)を把握したう えで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づ く価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(こ へに載する価額を含むが含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあります。

- 金融商品の時価等に関する事項
- (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次 のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて は、次表には含めず(3)に記載しています。

	貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
預 金	295, 191, 953	294, 631, 706	△560, 247
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	24, 705, 681	24, 798, 810	93, 128
その他有価証券	309, 396	309, 396	_
貸 出 金	54, 129, 821		
貸倒引当金	△185, 139		
貸倒引当金控除後	53, 944, 682	55, 677, 807	1, 733, 125
資 産 計	374, 151, 713	375, 417, 720	1, 266, 006
貯 金	369, 831, 035	369, 623, 712	△207, 322
負 債 計	369, 831, 035	369, 623, 712	△207, 322

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していること から、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、 期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワ ップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定し ています。

② 有価証券

債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によ っています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映 するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、 時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によってい

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく 区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・ スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代 わる金額として算定しています。

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレ - トである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に

代わる金額として算定しています。 (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとお りであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

				貸借対照表計上額
外	部	出	資	11, 344, 010

- (注) 外部出資は、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。
- (4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

平成23年度

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5 年 超
預 金	295, 191, 953	_	_	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	500, 000	1, 000, 000	_	4, 000, 000	9, 000, 000	10, 200, 000
その他有価証券のうち 満 期 が あ る も の	101, 000	94, 000	68, 000	40, 000	_	_
貸出金	5, 528, 867	9, 095, 537	4, 483, 536	3, 085, 934	2, 643, 900	29, 292, 046
合 計	301, 321, 820	10, 189, 537	4, 551, 536	7, 125, 934	11, 643, 900	34, 492, 046

(注)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)556,869千円については 「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ロ ーンについては「5年超」に含めています。

(5) その他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

		1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5 年 超
貯	金	348, 238, 882	11, 212, 051	6, 684, 242	2, 289, 005	1, 337, 078	69, 774
合	計	348, 238, 882	11, 212, 051	6, 684, 242	2, 289, 005	1, 337, 078	69, 774

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

- 有価証券の時価および評価差額に関する事項
- (1) 売買目的有価証券 該当ありません
- (2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(畄位・壬田)

				(半位・1円)
種	類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
時価が貸借対	国債	11, 000, 130	11, 047, 730	47, 599
照表計上額を超えるもの	社 債	4, 001, 268	4, 147, 820	146, 551
超えるもの	計	15, 001, 399	15, 195, 550	194, 150
時価が貸借対	国債	8, 000, 818	7, 934, 000	△66, 818
照表計上額を	社 債	1, 703, 463	1, 669, 260	△34, 203
超えないもの	計	9, 704, 282	9, 603, 260	△101, 022
合	計	24, 705, 681	24, 798, 810	93, 128

(3) 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの(売買目的有価証 券を除く)

該当ありません。

(4) その他有価証券で時価のあるもの

(単位: 千円)

△2.069.378壬円

						(+ III)
種		類		取得原価または 償 却 原 価	貸借対照表計 上額	差額
貸借対照表計 上額が取得原	債		券	303, 104	309, 396	6, 292
価または償却		国	債	303, 104	309, 396	6, 292
原価を超える もの		計		303, 104	309, 396	6, 292
合		計		303, 104	309, 396	6, 292

なお、上記差額から繰延税金負債1,753千円を差し引いた額4,538 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

3. 当期中に売却したその他有価証券 該当ありません

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制 度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるた め、全共連等との契約による確定給付型企業年金制度も併せて採用して います。

2. 退職給付債務およびその内訳 退職給付債務

	1	年金資産	1,586,901千円
	ウ	未積立退職給付債務(ア+イ)	△482, 476千円
	エ	未認識数理計算上の差異(債務の減額)	△24, 112千円
		退職給付引当金(ウ+エ)	△506, 589千円
3.	退職	機給付費用の内訳	
	ア	勤務費用	104, 719千円
	1	利息費用	39,826千円
	ウ	期待運用収益	△23, 918千円
	エ	過去勤務債務の費用処理額	△2, 446千円
	オ	数理計算上の差異の費用処理額	△21, 595千円
		退職給付費用(ア+イ+ウ+エ+オ)	96, 584千円

4. 退職給付債務等の計算基礎

割引率	1. 70%
期待運用収益率	1. 37%
退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
過去勤務債務の処理年数	3年
数理計算上の差異の処理年数	3年

5. 特例業務負担金

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行 う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負 担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金

の額は、21,931千円となっています。 また、翌事業年度以降において組合が負担することが見込まれる特例 業務負担金の総額は、335,792千円(平成24年3月現在における平成44年 3月までの負担金将来見込額)となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (繰延税金資産)

賞与引当金	28, 177千円
退職給付引当金	143, 631千円
繰延資産 (建物寄付)	22,607千円
賞与引当金に係る未払費用	4, 173千円
役員退任慰労引当金	6,363千円
資産除去債務	10, 425千円
前払費用	3,756千円
別段貯金	19,833千円
未払事業税	7,739千円
その他	5, 473千円
繰延税金資産計	252, 183千円
評価性引当額	△1,053千円
繰延税金資産合計(A)	251, 130千円
(繰延税金負債)	
資産除去費用の資産計上額	△1,815千円
固定資産圧縮積立金	△1,687千円
外部出資	△2, 465千円
その他有価証券評価益	△1,753千円
繰延税金負債合計(B)	△7,722千円
繰延税金資産の純額(A+B)	243, 407千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率 31.50%

(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3. 94% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △3. 19% 住民税均等割等 0.96% 評価性引当額の増減 0.16% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 3 90% 0.45% その他 37. 72% 税効果会計適用後の法人税等の負担率

3. 法人税等の税率の変更により繰延税金資産および繰延税金負債の金額 が修正されたときの内容および影響額

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法 等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号) および「東日本大震 災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する 特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布され ました。平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き 下げられ、また、平成27年3月31日までの期間(指定期間)に開始する 事業年度については、復興特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効 税率は、前期の31.50%から、指定期間内に開始する事業年度については 29.64%、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については27.87% に変更されました。

その結果、繰延税金資産が25,341千円減少し、その他有価証券評価差 額金が228千円増加し、法人税等調整額が25,569千円増加しています。

X. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、堺市において、将来の使用が見込まれていない遊休不動 産等を有しています

生きてもしている。。 2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項 (単位・千円)

	(単位・十円)
貸借対照表計上額	時 価
30, 489	186, 487

- 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除 した金額です
 - 2. 当期末の時価は、固定資産税評価額等を基礎として算定し ています。

経営資料 [決算の状況



平成23年度

XI. 資産除去債務に関する注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの(1) 当該資産除去債務の概要 当組合は一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務 に関し資産除去債務を計上しています。 () 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に17年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に1.967%)を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

(3) 当期における当該資産除去債務の総額の増減

変動の内容 当期における総額の増減 期首残高 37,091千円 時の経過による調整額 316千円 37,408千円 期末残高

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務 該当事項はありません。

XII. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の 「現金」および「預金」のうち、当座預金、普通預金および通知預金 となっています。

2. 現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の 金額との関係は以下のとおりです。

平成23年3月31日 現金・預金勘定 281,630,658千円

平成24年3月31日

ペュェ・頂金樹疋 当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 <u>△294,720,000千円</u> 現金および現金同等物 1 595 454 エア

5 剰余金処分計算書

(単位:千円) **産**

	項			目		平成22年度 総代会承認日 平成23年 6 月26日	平成23年度 総代会承認日 平成24年 6 月20日
当	期未	. 処	分	剰 余	金	861, 752	849, 156
積	立	金	取	崩	額	832	702
	圧	縮	積	立	金	832	702
剰	余	金	処	分	額	418, 081	401, 410
	(1) 利	益	準	備	金	29, 702	12, 506
	(2) 任	意	積	立	金	350, 000	350, 173
	特	別	積	立	金	350, 000	350, 000
	圧	縮	積	立	金	_	173
	(3) 出	資	配	当	金	38, 379	38, 730
				(出資配)	当率)	(3.5%)	(3.5%)
次	期	繰起	攻 乗	1 余	金	444, 503	448, 448

(注) 1. 任意積立金のうち、一定の目的のために設定した積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	信用事業基盤強化積立金	施設整備積立金	有価証券価格変動積立金	貸出債権積立金
積 立 目 的	信用事業の改善・発展 に必要な資金を積み立 てる	中長期的に予定する施 設の取得に必要な資金 を積み立てる	有価証券運用の価格変動 リスクに対して必要な資 金を積み立てる	貸出金の強化に必要 な資金を積み立てる
積 立 目 標 額	期末貯金・定期積金残 高の100分の1.5	5億円	期末有価証券残高の100 分の5を限度とする	期末貸出残高の100 分の2.5
積 立 基 準	目標	額の範囲内において、当	期剰余金を参酌し積み立て	る
取 崩 基 準	信用事業の基盤に重大 な影響があるという事 実が発生した場合にそ の減少額等の範囲内で 取り崩す	積立目的が達成された 日の属する決算期を含む5年の間で、当該年 度の費用相当分を参酌 の上、計画的に取り崩す	時価の著しい下落にとも なう評価損計上(減損処 理)により、当期剰余金 に重要な影響を与える年 度に当該減損処理相当額 を取り崩す	貸倒損失により、当 期剰余金に重要な影響を与える場合にそ の損失額等の範囲内 で取り崩す
22 年 度 積 立 額	_	_	_	_
22年度積立累計額	1, 400, 000, 000円	430, 000, 000円	100, 000, 000円	620, 000, 000円
23 年度積立額	_	_	_	_
23年度積立累計額	1, 400, 000, 000円	430, 000, 000円	100, 000, 000円	620, 000, 000円

^{2.} 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額 50,000,000円が含まれています。

経営資料 [決算の状況

6 部門別損益計算書

■平成22年度 (単位: 千円)

— 1 770== 1 /2								(半位・1口)
区 分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	1	5, 345, 148	3, 437, 252	995, 745	784, 484	127, 665	0	
事業費用	2	1, 915, 748	1, 020, 381	64, 142	639, 778	171, 715	19, 729	
事業総利益 (①-②)	3	3, 429, 399	2, 416, 870	931, 603	144, 706	△44, 049	△19, 729	
事業管理費	4	2, 819, 469	1, 876, 400	551, 070	235, 613	85, 383	71, 002	
(うち減価償却費)	(5)	127, 729	80, 771	19, 131	20, 985	3, 731	3, 109	
(うち人件費)	⑤'	1, 974, 348	1, 219, 056	451, 234	167, 204	73, 837	63, 014	
※うち共通管理費	6		556, 402	140, 224	60, 151	9, 611	8, 759	△775, 149
(うち減価償却費)	7		11, 007	2, 773	1, 189	190	173	△15, 334
(うち人件費)	⑦'		235, 534	59, 359	25, 463	4, 068	3, 707	△328, 133
事業利益 (③-④)	8	609, 929	540, 469	380, 532	△90, 907	△129, 432	△90, 732	
事業外収益	9	134, 093	124, 887	4, 106	4, 711	310	78	
※うち共通分	10		4, 961	1, 250	536	85	78	△6, 911
事業外費用	11)	14, 123	10, 137	2, 554	1, 095	175	159	
※うち共通分	(12)		10, 137	2, 554	1, 095	175	159	△14, 123
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	13)	729, 900	655, 219	382, 084	△87, 291	△129, 297	△90, 814	
特別利益	14)	13, 160	12, 209	676	205	44	24	
※うち共通分	(15)		1, 578	397	170	27	24	△2, 199
特別損失	16)	43, 639	25, 912	7, 593	7, 682	2, 188	263	
※うち共通分	17)		13, 025	3, 282	1, 408	225	205	△18, 146
税引前当期利益 (③+④-⑥)	18)	699, 421	641, 516	375, 167	△94, 768	△131, 441	△91, 052	
営農指導事業分配賦額	19		66, 031	16, 662	7, 193	1, 165	△91, 052	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(®-®)	20	699, 421	575, 485	358, 505	△101, 961	△132, 607		

[※]⑥、⑩、⑫、⑮、⑰、、各事業に直課できない部分

■平成**23年度** (単位: 千円)

区分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	1	5, 182, 772	3, 239, 729	1, 006, 981	801, 690	134, 370	0	
事業費用	2	1, 800, 927	882, 186	61, 385	657, 516	179, 080	20, 758	
事業総利益 (①-②)	3	3, 381, 845	2, 357, 543	945, 595	144, 173	△44, 709	△20, 758	
事業管理費	4	2, 869, 777	1, 885, 023	578, 058	230, 659	103, 633	72, 402	
(うち減価償却費)	(5)	119, 349	75, 111	18, 526	18, 796	4, 084	2, 831	
(うち人件費)	⑤'	1, 987, 962	1, 199, 403	471, 657	162, 724	89, 618	64, 559	
※うち共通管理費	6		585, 574	152, 477	59, 565	12, 863	8, 848	△819, 329
(うち減価償却費)	7		9, 922	2, 583	1, 009	217	149	△13, 883
(うち人件費)	7		243, 936	63, 518	24, 813	5, 358	3, 686	△341, 313
事業利益 (③-④)	8	512, 067	472, 520	367, 537	△86, 485	△148, 343	△93, 161	
事業外収益	9	161, 040	151, 497	4, 498	4, 718	241	83	
※うち共通分	10		5, 558	1, 447	565	122	83	△7, 777
事業外費用	11)	11, 432	8, 170	2, 127	831	179	123	
※うち共通分	12		8, 170	2, 127	831	179	123	△11, 432
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	13)	661, 675	615, 847	369, 907	△82, 598	△148, 281	△93, 200	
特別利益	14)	5, 882	4, 203	1, 094	427	92	63	
※うち共通分	15)		4, 203	1, 094	427	92	63	△5, 882
特別損失	16)	17, 847	12, 784	3, 435	1, 166	285	175	
※うち共通分	17)		11, 368	2, 960	1, 156	249	171	△15, 907
税引前当期利益 (③+④-⑥)	18)	649, 709	607, 266	367, 567	△83, 337	△148, 474	△93, 312	
営農指導事業分配賦額	19		67, 315	17, 570	6, 895	1, 530	△93, 312	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(®-®)	20	649, 709	539, 951	349, 996	△90, 232	△150, 004		

[※]⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

部門別損益計算書(平成22年度)注記

1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等 (1)共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割および人件費を除いた事業管理費割の平均 (2)営農指導事業

(1)と同基準

総資産(共通資産配賦後)※ 377,922

(うち固定資産) (1,024)

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位:%)

区分	信 事 業	共 済事 業	農業関連事 業	生 活 その他 事 業	営 農 指導事業	計	
共通管理費等	71. 78	18. 09	7. 76	1. 24	1. 13	100.00	
営農指導事業	72. 52	18. 30	7. 90	1. 28		100.00	
(参考) 部門別の	り資産				(単位	: 百万円)	
区分		共 済農	業関連 生 そ 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	活営 営業 指導事	農共通業資産		
事業別の総資産	377, 342	892	541	145 1	20 808	379, 849	

604

(433)

129

155

(127)

379, 849

(2, 009)

※共通資産の配賦は、上表「共通管理費等」配賦割合による

1, 038

(297)

部門別損益計算書(平成23年度)注記

共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等(1)共通管理費等

事業区分別職員数割、事業総利益割および人件費を除いた事業管理費割の平均 (2)営農指導事業

(1)と同基準

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区分	信 事 業	共 事 業	農業関連事 業	生 その他 事	営 農 指導事業	計	
共通管理費等	71. 47	18. 61	7. 27	1. 57	1. 08	100.00	
営農指導事業	72. 14	18. 83	7. 39	1. 64		100.00	
(参考) 部門別の資産 (単位:百万円)							

区分	信 用	共 済 事 業	農業関連 事 業	生 その他 事	営 農 指導事業	共 通資 産	計
事業別の総資産	387, 195	2, 446	499	156	129	925	391, 350
総資産(共通資産配賦後)※	387, 857	2, 618	567	170	139		391, 350
(うち固定資産)	(1, 033)	(318)	(415)	(144)	(136)		(2, 049)

※共通資産の配賦は、上表「共通管理費等」配賦割合による



財務諸表の正当性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」(平成17年10月14日付金監第 2835号・17経営第3991号)に基づく、当組合の財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確認書

- 1. 私は、当JAの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2)業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成24年 7月 4日

堺市農業協同組合

代表理事組合長 ナンム 和英語

経営資料 Ⅱ 損益の状況

1 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人)

	項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経	常 収 益	5, 555, 653	5, 775, 008	5, 403, 022	5, 345, 148	5, 182, 772
	信用事業収益	3, 846, 027	4, 027, 707	3, 653, 419	3, 437, 252	3, 239, 729
	共済事業収益	948, 124	954, 248	977, 556	995, 745	1, 006, 981
	農業関連事業収益	636, 412	628, 566	603, 470	784, 484	860, 091
	その他事業収益	125, 090	164, 485	168, 576	127, 665	75, 969
経	常 利 益	599, 561	527, 441	519, 534	729, 900	661, 675
当	期 剰 余 金	392, 851	363, 475	255, 031	508, 687	404, 653
出	資 金	1, 074, 618	1, 090, 245	1, 101, 140	1, 116, 208	1, 122, 461
(出資口数)	(1, 074, 618)	(1, 090, 245)	(1, 101, 140)	(1, 116, 208)	(1, 122, 461)
純	資 産 額	14, 501, 824	14, 838, 189	15, 067, 569	15, 549, 142	15, 919, 710
総	資 産 額	346, 328, 257	359, 726, 536	365, 502, 950	379, 849, 532	391, 350, 777
貯	金等残高	323, 813, 372	337, 516, 893	343, 616, 692	358, 044, 546	369, 831, 035
貸	出 金 残 高	59, 825, 219	62, 310, 716	61, 960, 622	58, 856, 035	54, 129, 821
有	価 証 券 残 高	28, 060, 209	27, 355, 515	26, 318, 774	25, 664, 120	25, 015, 077
剰	余金配当金額	37, 109	37, 538	37, 955	38, 379	38, 730
	出資配当の額	37, 109	37, 538	37, 955	38, 379	38, 730
	事業分量配当の額	_	_	_	_	_
職	員 数	324	335	344	343	338
単	体自己資本比率	18. 51%	18. 38%	18. 32%	18. 09%	17. 56%

⁽注) 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

^{2.} 単体自己資本比率は、金融庁・農林水産省告示(農業協同組合法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準)に定められた算式で算定したものです。

^{3.} 単体自己資本比率は、平成20年度末より平成20年金融庁・農林水産省告示第22号が適用されたことにともない、単体自己資本比率における基本的項目の計算方法が変わっています。

^{4.} 信託業務の取り扱いは行っていません。

2 利益総括表

			(単位:千円)
種類	平成22年度	平成23年度	増減
資 金 運 用 収 益	3, 350, 766	3, 136, 026	△214, 739
資 金 調 達 費 用	743, 215	624, 787	△118, 428
資 金 運 用 収 支	2, 607, 550	2, 511, 239	△96, 311
役務取引等収益	49, 183	49, 306	123
役務取引等費用	13, 350	14, 568	1, 218
役務取引等収支	35, 832	34, 737	△1, 095
その他信用事業収益	37, 287	54, 386	17, 099
その他信用事業費用	263, 815	242, 829	△20, 985
その他信用事業収支	△226, 528	△188, 442	38, 085
信 用 事 業 粗 利 益	2, 416, 854	2, 357, 533	△59, 320
(信用事業粗利益率)	0. 66%	0. 63%	△0. 03%
共 済 事 業 粗 利 益	931, 603	945, 595	13, 992
(共済事業粗利益率)	0. 14%	0. 14%	0. 00%
購 買 事 業 粗 利 益	53, 239	49, 473	△3, 765
(購買事業粗利益率)	9. 15%	8. 48%	△0. 67%
販 売 事 業 粗 利 益	83, 658	84, 953	1, 294
(販売事業粗利益率)	19. 02%	17. 82%	△1. 20%
総 粗 利 益	3, 429, 399	3, 381, 845	△47, 554
(総粗利益率)	0. 91%	0. 87%	△0. 04%

- (注) 1. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100 2. 共済事業粗利益率=共済事業粗利益÷長期共済保有高×100 3. 購買事業粗利益率=購買事業粗利益÷購買取扱高×100 4. 販売事業粗利益率=販売事業粗利益÷販売取扱高×100 5. 総粗利益率=総粗利益÷総資産平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位:千円)

項目	2	P成22年度		平成23年度			
- 現 日	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	361, 183, 714	3, 350, 766	0. 92%	370, 986, 515	3, 136, 026	0. 84%	
うち預金	274, 130, 703	2, 119, 366	0. 77%	288, 711, 672	2, 015, 730	0. 69%	
うち有 価 証 券	25, 781, 527	172, 750	0. 67%	25, 172, 901	142, 993	0. 56%	
うち貸 出 金	61, 271, 482	1, 058, 649	1. 72%	57, 101, 942	977, 303	1. 71%	
資 金 調 達 勘 定	356, 672, 181	743, 215	0. 20%	367, 479, 167	624, 787	0. 17%	
うち貯金・定期積金	353, 386, 927	714, 235	0. 20%	364, 599, 901	599, 246	0. 16%	
うち借 入 金	3, 285, 253	28, 323	0.86%	2, 879, 265	24, 865	0.86%	
総資金利ざや			0. 09%			0. 06%	

- (注) 1. 総資金利さや-資金運用利回リー資金調達原価(資金調達利回リ+経費率) 2. (注)1の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めています。

受取・支払利息の増減額

項目	平成22年度増減額	平成23年度増減額
受 取 利 息	△213, 632	△214, 739
うち預金	△95, 611	△103, 636
うち有 価 証 券	△39, 381	△29, 756
うち貸 出 金	△78, 639	△81, 346
支 払 利 息	△334, 894	△118, 447
うち貯金・定期積金	△330, 752	△114, 989
うち譲渡性貯金	_	_
うち借 入 金	△4, 142	△3, 457

⁽注) 増減額は前年度対比です。

経 営 資 料 Ⅲ 事業の概要

1 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

(単位:千円)

	種	類			平成22年	.度		平成23年	- 度		増減	
	性	积		残	高	構成比	残	高	構成比	Ł	一	
当	座	貯	金	24	46, 652	0.06%		267, 378	0. 07	7%	20, ′	725
普	通	貯	金	79, 41	10, 922	22. 17%	82,	487, 475	22. 30)%	3, 076, 5	552
貯	蓄	貯	金	1, 87	71, 330	0. 52%	1,	733, 465	0. 46	5%	△137, 8	864
通	知	貯	金	1, 21	18, 738	0. 34%		7,000	0.00)%	△1, 211, 7	738
その	他の流	動性	貯 金	71	11, 593	0. 19%		631, 293	0. 17	7%	△80, 2	299
流	動性	貯 金	計	83, 45	59, 236	23. 30%	85,	126, 613	23. 01	.%	1, 667, 3	376
定	期	貯	金	243, 80	01, 515	68. 09%	253,	709, 263	68. 60)%	9, 907,	747
定	期	積	金	30, 60	01, 434	8. 54%	30,	840, 087	8. 33	3%	238, (652
その	他の定	期性	貯 金	18	32, 359	0.05%		155, 071	0. 04	1%	△27, 2	287
定	期性	貯 金	計	274, 58	35, 309	76. 69%	284,	704, 422	76. 98	3%	10, 119,	112
譲渡性	生貯金そ	の他の	貯金		_	_		_				_
合	ì	計	+	358, 04	44, 546	100.00%	369,	831, 035	100.00)%	11, 786,	488

②貯金の科目別平均残高

(単位:千円)

	類		平成22年	度	平成23年	度	増 減	
(里	大 只		平均残高	構成比	平均残高	構成比	<u>→</u> 目 //火	
当 座	野 貯	金	149, 773	0. 04%	157, 836	0. 04%	8, 063	
普通	i 貯	金	77, 842, 938	22. 02%	81, 102, 711	22. 24%	3, 259, 773	
貯蓄	貯	金	1, 957, 986	0. 55%	1, 811, 527	0. 49%	△146, 458	
通知	〕 貯	金	200, 018	0. 05%	48, 646	0. 01%	△151, 371	
その他の	の流動性!	貯 金	681, 660	0. 19%	737, 513	0. 20%	55, 852	
流動	性 貯 金	計	80, 832, 377	22. 87%	83, 858, 235	23. 00%	3, 025, 858	
定 其	貯	金	241, 599, 758	68. 36%	250, 241, 973	68. 63%	8, 642, 214	
定 其	積	金	30, 765, 800	8. 70%	30, 327, 833	8. 31%	△437, 967	
その他の	の定期性!	貯 金	188, 991	0. 05%	171, 859	0. 04%	△17, 132	
定 期	性 貯 金	計	272, 554, 550	77. 12%	280, 741, 665	76. 99%	8, 187, 115	
譲渡性貯	金その他の	貯金		_	_	_	_	
合	計	-	353, 386, 927	100. 00%	364, 599, 901	100. 00%	11, 212, 973	

③定期貯金の金利条件別内訳残高

種類類	平成22年	度	平成23年	増 減	
	残 高	構成比	残 高	構成比	一
固定自由金利定期	243, 772, 389	99. 98%	253, 684, 975	99. 99%	9, 912, 586
変動自由金利定期	24, 524	0. 01%	19, 686	0.00%	△4, 838
その他定期貯金	4, 601	0. 00%	4, 601	0.00%	_
合 計	243, 801, 515	100. 00%	253, 709, 263	100. 00%	9, 907, 747

⁽注) 1. 固定自由金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

^{2.} 変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

(単位:千円)

	種	類		平成22年	度	平成23年	度	増 減
	但	大只		残 高	構成比	残 高	構成比	
手証当制金	形 書 座 度 資 融 機	貸 貸 貸 金 関	付付越付付	18, 000 53, 558, 171 615, 919 63, 944 4, 600, 000	0. 03% 90. 99% 1. 04% 0. 10% 7. 81%	5, 000 48, 912, 103 556, 869 55, 849 4, 600, 000	0. 00% 90. 36% 1. 02% 0. 10% 8. 49%	△13, 000 △4, 646, 068 △59, 049 △8, 095
	合	計		58, 856, 035	100. 00%	54, 129, 821	100. 00%	△4, 726, 213

②貸出金の科目別平均残高

(単位:千円)

	種	14		類		平成22年	度	平成23年		+英 注
	1里		大只			平均残高	構成比	平均残高	構成比	増減
手証当制金	盲	ド 事 変 機	貸貸貸金関	2	付付越付付	16, 584 55, 947, 141 638, 563 69, 192 4, 600, 000	0. 02% 91. 31% 1. 04% 0. 11% 7. 50%	8, 855 51, 849, 301 585, 077 58, 708 4, 600, 000	0. 01% 90. 80% 1. 02% 0. 10% 8. 05%	△7, 729 △4, 097, 839 △53, 486 △10, 484
	合			計		61, 271, 483	100.00%	57, 101, 942	100. 00%	△4, 169, 541

③貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円)

	平成22年	度	平成23年	増 減	
性 税	残 高	構成比	残 高	構成比	- 一一一一一一一一
固定金利貸出変動金利貸出	40, 377, 323 17, 862, 793 615, 919	68. 60% 30. 34% 1. 04%	37, 128, 064 16, 444, 887 556, 869	68. 59% 30. 38% 1. 02%	△3, 249, 258 △1, 417, 905 △59, 049
合 計	58, 856, 035	100. 00%	54, 129, 821	100. 00%	△4, 726, 213

④貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

	種類	平成22年度	平成23年度	増 減
	貯 金 等	781, 861	671, 391	△110, 470
物	有 価 証 券	_	_	_
的	動産	_	_	_
担	不 動 産	2, 123, 172	1, 774, 822	△348, 350
保	その他担保物	_	_	_
	計	2, 905, 034	2, 446, 213	△458, 820
保	農業信用基金協会保証	36, 263, 023	33, 865, 407	△2, 397, 615
	その他保証	1, 855	1, 755	△99
証	計	36, 264, 878	33, 867, 163	△2, 397, 715
信	用	19, 686, 123	17, 795, 203	△1, 890, 919
	合 計	58, 856, 035	54, 108, 580	△4, 747, 455

⑤債務保証の担保別内訳残高

該当項目はありません。

⑥貸出金の使途別内訳残高

	種類類		平成22年	-度	平成23年	増 減		
	俚	枳		残 高	構成比	残 高	構成比	一 增
詑	備	資	金	47, 657, 405	80. 97%	43, 742, 000	80. 80%	△3, 915, 404
追	転	資	金	10, 995, 692	18. 68%	10, 193, 630	18. 83%	△802, 061
7		の	他	202, 937	0. 34%	194, 190	0. 35%	△8, 747
	合	言	†	58, 856, 035	100. 00%	54, 129, 821	100. 00%	△4, 726, 213

経 営 資 料 Ⅲ 事業の概要

⑦貸出金の業種別残高

(単位:千円)

	(壬 米五		平成22年	.度	平成23年	度	+ ************************************
•	種 類 類		残 高	構成比	残 高	構成比	増減
製	造業	Ė	192, 913	0. 32%	205, 588	0. 37%	12, 674
農	業		1, 410, 823	2. 39%	1, 166, 211	2. 15%	△244, 612
林	業		_	_	_	_	_
漁	業		_	_	_	_	_
鉱	業		490	0.00%	443	0.00%	△47
建	設 業		286, 403	0. 48%	247, 124	0. 45%	△39, 279
電気・カ	ガス・熱供給・水道業		21, 668	0. 03%	32, 942	0.06%	11, 273
情	报 通 信 業		_	-	_	_	_
運	輸業		111, 492	0. 18%	101, 359	0. 18%	△10, 133
卸売	• 小 売 業		185, 739	0. 31%	165, 051	0. 30%	△20, 687
金 融	• 保 険 業		4, 620, 629	7.85%	4, 619, 584	8. 53%	△1, 044
不	動 産 業		10, 161, 489	17. 26%	9, 018, 362	16.66%	△1, 143, 126
各 種	サービス業		684, 644	1. 16%	696, 865	1. 28%	12, 220
地方	公共団体	ŝ.	15, 086, 123	25. 63%	13, 195, 203	24. 37%	△1, 890, 919
個人(住	宅•消費•納税資金等)	26, 093, 615	44. 33%	24, 681, 083	45. 59%	△1, 412, 532
合	計		58, 856, 035	100. 00%	54, 129, 821	100. 00%	△4, 726, 213

⁽注)業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

●営農類型別

(単位:千円)

	種		類			平成22年度	平成23年度	増減
榖					作	65, 175	58, 895	△6, 280
野	菜	•	遠		芸	41, 334	33, 771	△7, 562
果	樹 •	樹	園	農	業	-	_	_
工	芝	Š	作		物	-	_	_
養	豚 •	肉与	+ •	酪	農	26, 744	27, 138	394
養	鶏	•	養	Ê	叼	-	_	_
養					蚕	-	_	_
そ	の	他	農	É	業	182, 564	150, 637	△31, 926
農	業具	連	团	体	等	_	_	_
	合			計		315, 819	270, 443	△45, 375
(:+)	1 # *** 88 /:	の代出る	L/4 #	** *	m **:+	しょ、トルの曲米則市団はないがナス曲	世上立 典学収益に立面も次合い	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

⁽注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連 する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

- 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

●資金種類別

種	類	平成22年度	増減	
プロバ	ペー 資 金	308, 908	267, 188	△41, 719
農業制	」 度 資 金 農業制度資金	6, 911 6, 911	3, 255 3, 255	△3, 656 △3, 656
うちそ	の他制度資金	_	_	_
合	計	315, 819	270, 443	△45, 375

⁽注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

^{2.} 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

^{3.} その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑨リスク管理債権の状況

(単位:千円)

X	分	平成22年度	平成23年度	増減
破 綻 先 債	権 額 (A)	_	_	_
延 滞 債	権 額 (B)	38, 725	37, 095	△1, 630
3 ヵ月以上延滞	債 権 額 (C)	_	_	_
貸 出 条 件 緩 和	債 権 額 (D)	_	_	_
合 計 ((E)=(A	(A) + (B) + (C) + (D)	38, 725	37, 095	△1, 630
う ち 担 保 保 証 付	債 権 額 (F)	38, 725	37, 095	△1, 630
担保保証付控除後債権額	((G) = (E) - (F))	_	_	_
個別貸倒引当金割	b 定残高(H)	_	_	_
差 引 額 ((I)=(C	G) $-$ (H) $)$	_	_	_

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利 見を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予したもの以外 のものをいいます

3.3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く)をいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(注 1 、注 2 および注 3 に掲げるものを除く)をいいます。

5. 担保保証付債権額

リスク管理債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券(上場公社債、上場株式)および確実な不動産担保付の貸出金残高ならびに農業信用基金協 会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額をいいます。

6. 担保保証付控除後債権額

リスク管理債権額合計額から、担保保証付債権額を控除した貸出金残高をいいます。

⑩金融再生法開示債権の状況

●金融再生法に基づく資産査定額

(単位:千円)

	X	分		平成22年度	平成23年度		
破産更	三生債権およ	びこれらに準	ずる債権	_	_		
危	険	債	権	38, 725	37, 095		
要	管	理 債	権	_	_		
合	ì		計	38, 725	37, 095		
正	常	債	権	58, 859, 186	54, 167, 995		

本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号) 第 6 条に基づき、貸借対照表の貸出金、貸付有価証券、債務保証見返、信用未収利息および信用仮払金の各勘定について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、以下のとおり区分しています。 なお、当組合は同法の対象とはなっていませんが、参考として、同法の定める基準に従い資産査定額を平成15年度より記載しています。

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない 可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいい ます。

4. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」 以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況

(単位:千円)

区分		平成22年度	平成23年度
金融再生法開示債権合計	(A)	38, 725	37, 095
保 全 額 合 計	(B)	38, 725	37, 095
うち貸倒引当	金	_	_
う ち 担 保 保 証	等	38, 725	37, 095
保 全 率 (B)/(A)		100. 00%	100. 00%

⁽注) 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しています。

⑪元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

経営資料 Ⅲ事業の概要

<参考>開示債権と自己査定の相関図

< 自 己 査 定 債 務 者 区 分 > < 金 融 再 生 法 債 権 区 分 > < リ ス ク 管 理 債 権 区 分 >

	信	言用事業総与信		信用事業	信用事業	信用事業総与信		信用事業	信用事業総与作	=	信用事業
	貸	出金	その他の債権	以外の 与信		貸出金	その他の債権	以外の 与信	貸出金	その他の 債権	以外の 与信
Ī	7th 6ct 144									i 	
	破綻先				L	破産更生債権およびこ	これらに		破綻先債権		
	実質破綻先				L	準ずる債権			■ 延滞債権		
		破綻懸	念先			危険債権			是		
	要		7F /// TIII /4-			7F //: TH /F: 1/c			3ヵ月以上延滞債権		
	要注意先		要管理先			要管理債権			貸出条件緩和債権		
	先 その他の要注意先		先		工兴压恢				† - - -		
	正常先				正常債権				 - - -		

●破綻先

対象債権

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債 務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していない ものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通し がない状況にあると認められるなど実質的に経営破 綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態 にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる 債務者(金融機関等の支援継続中の債務者を含む)

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部 または一部が次に掲げる債権に該当する債務者 i 3ヵ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を 起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をは かり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、 債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定 等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好であり、かつ、財務内容につき特段の 問題がないと認められる債務者

●破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに 準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権

●要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に 対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」および 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金

●正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権

●破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからよまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権に掲 げるものおよび債務者の経営再建または支援をはか ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外 のものをいう。

●3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヵ月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権に掲げるものを除く)をいう。

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援をはかることを目的 として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済 猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決 物を行った貸出金(破錠先債権、延滞債権および3ヵ 月以上延滞債権に掲げるものを除く)をいう。

⑫貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:千円)

	区分	期首残高	期中増加額	期中源	域 少 額	期末残高
	<u></u> Δ	州自发同	州中省川积	目的使用	その他	- 州 不 伐 同
平	一般貸倒引当金	211, 866	201, 235	_	211, 866	201, 235
成 22 年 度	個別貸倒引当金	_	_	_	_	_
度	合 計	211, 866	201, 235	_	211, 866	201, 235
平	一般貸倒引当金	201, 235	185, 139	_	201, 235	185, 139
平成23年度	個別貸倒引当金	_	_	_	_	_
度	合 計	201, 235	185, 139	_	201, 235	185, 139

(注) その他の金額は洗替による取崩額です。

③貸出金償却等の額

該当項目はありません。

(3) 為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

		平成22年度				平成23年度			
種 類		仕	向	被	仕 向	仕	向	被	仕 向
		件 数	金額	件 数	金額	件 数	金 額	件 数	金 額
送金•振込為	為替	40, 469	70, 856, 659	227, 026	98, 123, 005	38, 606	64, 461, 664	239, 450	89, 512, 338
代金取立為	,替	20	83, 947	58	65, 700	14	59, 845	59	23, 450
雑 為	替	1, 440	419, 559	736	517, 930	1, 280	378, 092	642	495, 797
合 言	+	41, 929	71, 360, 165	227, 820	98, 706, 636	39, 900	64, 899, 602	240, 151	90, 031, 586

②公共債の引受額・公共債窓販実績

(単位:千円)

種	類	窓口販	売 実 績	引 受	実績
生	大只	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国	債	7, 500	7, 500	_	_

③オフ・バランス取引の状況

該当項目はありません。

(4) 有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

(単位:千円)

	種		類	平成22年度	平成23年度	増減
玉			債	19, 546, 310	19, 385, 992	△160, 317
地		方	債	_	_	_
政	府	保	証 債	_	_	_
金			債	499, 941	76, 501	△423, 439
短	期	社	債	_	_	_
社			債	5, 735, 276	5, 710, 407	△24, 869
株			式	_	_	_
受	益	証	券	_	_	_
投	資	証	券	-		_
	合		計	25, 781, 527	25, 172, 901	△608, 626

⁽注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、平成22年度および平成23年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当項目はありません。

③有価証券の残存期間別残高

年度	種 類	1年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
	国 債	141, 060	699, 286	4, 112, 571	8, 000, 000	6, 500, 788	_	_	19, 453, 706
	地 方 債		_	_	_	_	_	_	_
平	政府保証債	_	_	_	_	_	_	_	_
成	金融 債	499, 941	_	_	_	_	_	_	499, 941
22	短期社債		_	_	_	_	_	_	_
成22年度	社 債	_	1, 006, 343	_	4, 204, 079	_	500, 000		5, 710, 422
度	株式	_	_	_	_	_	_		_
	受益証券	_	_	_	_	_	_	_	_
	投 資 証 券	_	_	_	_	_	_	_	_
	国 債	101, 487	666, 415	10, 041, 738	4, 000, 000	4, 500, 704	_	_	19, 310, 346
	地 方 債	_	_	_	_	_	_		_
平	政府保証債		_	_	_	_	_		_
成23年度	金融 債	_	_	_	_	_	_		_
23	短期社債	_	_	_	_	_	_	_	_
至	社 債	501, 268	500, 000	3, 000, 000	1, 203, 463	_	500, 000	_	5, 704, 731
度	株式	_	_	_	_	_	_	_	_
	受益証券	_	_	_	_	_	_		_
	投 資 証 券			_					

⁽注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、平成22年度および平成23年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

経 営 資 料 Ⅲ 事業の概要

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位:千円)

			平成22年度		平成23年度			
区	分	取 得 価 額 A	時 B	評価損益	取 得 価 額 C	時 D	評 価 損 益 D-C	
売 買	目 的	_	_	_	_	_	_	
満期保	有目的	25, 211, 643	25, 126, 135	△85, 508	24, 705, 681	24, 798, 810	93, 128	
その化	也保有	443, 184	452, 477	9, 292	303, 104	309, 396	6, 292	
合	計	25, 654, 828	25, 578, 612	△76, 215	25, 008, 785	25, 108, 206	99, 420	

- (注) 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。
 - 2. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 - 3. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しています。

②金銭の信託の時価情報等

該当項目はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当項目はありません。

2 共済事業取扱実績

(1) 長期共済新契約高・保有高

(単位:千円)

	種類類	平成2	2年度	平成2	3年度
	性	新 契 約 高	年度末保有高	新 契 約 高	年度末保有高
	終身共済	7, 730, 055	104, 940, 455	5, 552, 194	105, 547, 080
生	定期生命共済	_	120, 000	_	120, 000
命	養老生命共済	11, 000, 821	120, 824, 407	9, 316, 289	117, 236, 612
総	うちこども共済	2, 294, 000	28, 989, 500	1, 995, 400	29, 898, 100
合	医 療 共 済	23, 000	4, 265, 600	55, 400	4, 040, 400
共	がん共済	5, 000	544, 000	5, 500	529, 500
済	定期医療共済	_	1, 088, 700	_	1, 012, 500
ν1	年 金 共 済	_	90, 000	_	90, 000
建	物更生共済	33, 687, 450	412, 090, 309	37, 750, 150	419, 843, 195
	合 計	52, 446, 327	643, 963, 471	52, 679, 534	648, 419, 288

⁽注) 1. 記載金額は保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)です。

(2) 医療系共済の入院共済金額新契約高・保有高

(単位:千円)

	括 粘		平成2	2年度	平成23年度				
	種類類				新 契 約 高	年度末保有高	新 契 約 高	年度末保有高	
医		療	共		済	3, 607	5, 374	2, 530	7, 665
が		<i>ا</i>	共		済	50	5, 440	55	5, 295
定	期	医	療	共	済	20	9, 041	19	8, 517
	合			計		3, 677	19, 855	2, 604	21, 477

⁽注) 記載金額は入院共済金額です。

(3) 年金共済の年金新契約高・保有高

(単位:千円)

	揺		米石		平成2	2年度	平成2	3年度
	種類 			新 契 約 高	年度末保有高	新 契 約 高	年度末保有高	
年	金金	開	始	前	450, 586	2, 991, 129	484, 838	3, 069, 352
年	金金	開	始	後	_	3, 152, 975	_	3, 191, 016
	合		計		450, 586	6, 144, 105	484, 838	6, 260, 369

⁽注) 記載金額は年金年額(利率変動型年金にあっては最低保証年金額)です。

(4) 短期共済新契約高

	種	類	百	平成	22年度	平成23年度		
	俚	粠		金額	掛 金	金 額	掛金	
火	災	共	済	24, 085, 930	20, 984	22, 345, 800	19, 314	
自	動	車 共	済	_	330, 010	_	327, 615	
傷	害	共	済	13, 709, 000	903	13, 410, 000	945	
賠	償 責	責 任 共	済	_	555	_	614	
自	賠	責 共	済	_	40, 459	_	46, 035	
	合	計		_	392, 913	_	394, 525	

⁽注) 金額は保障金額です。

^{2.} 平成5年度以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

経営資料 Ⅲ事業の概要

3 購買事業取扱実績

(単位:千円)

	種	類		平成2	2年度	平成2	3年度
	生	大 只		供給高	手 数 料	供 給 高	手 数 料
生	飼肥農		料料薬	881 106, 222 68, 862	117 12, 139 6, 829	683 103, 381 64, 305	95 11, 984 6, 152
産	展保 包 農	温 資 装 資 業 機	米材材械	21, 509 8, 246 148, 397	2, 657 872 4, 103	17, 476 6, 790 170, 219	1, 944 781 5, 514
資	石自	油動	類車	466 25	32 1	623 406	39 5
材	建そ	築 の	材他	92, 705 23, 825	7, 527 4, 120	83, 364 21, 942	6, 239 3, 830
		計		471, 142	38, 401	469, 193	36, 588
生	食料品	生 鮮 食 一 般 食	品品	32, 178 7, 949 10, 554	4, 726 521 1, 887	28, 331 7, 170 10, 065	4, 131 459 1, 783
活物資	衣耐日そ	料 久 消 費 用 雑 の	品財貨他	827 34, 136 24, 663 18	89 3, 191 1, 864 2	961 46, 245 20, 955	86 3, 806 1, 834
	合	計計		110, 329 581, 471	12, 283 50, 685	113, 730 582, 924	12, 101 48, 690

4 販売事業取扱実績

(単位:千円)

	種	類	販	売 高	手 数 料		
	生	枳	買取	受 託	買取	受 託	
22 年 度	農産物	直壳所等	192, 288	247, 454	36, 147	36, 880	
度	合	計	192, 288	247, 454	36, 147	36, 880	
23 年 度	農産物	直壳所等	208, 708	267, 887	34, 927	39, 955	
度	合	計	208, 708	267, 887	34, 927	39, 955	

5 利用事業

(単位:千円)

	項目	平成22年度	平成23年度
収	水稲育苗代金	32, 107	30, 631
	請 負 代 金	24, 509	25, 126
益	計	56, 616	55, 758
費	水稲育苗費用	16, 653	14, 554
	請 負 費 用	21, 514	21, 938
用	計	38, 168	36, 493
	利 用 事 業 利 益	18, 448	19, 264

6 指導事業

	項		目		平成22年度	平成23年度
ulty.	指	導 補	助	金	5, 931	9, 357
収	実	費	収	入	10, 660	10, 488
益	受	入事務	委託	料	356	366
2005		計			16, 948	20, 211
曲	営	農改	善	費	21, 338	22, 381
費	生	活改	善	費	16, 545	16, 588
用	教	育 情	報	費	53, 484	56, 227
/13		計			91, 368	95, 197
	収	支 ء	色 箸	領	△74, 419	△74, 985

経営資料 IV 経営指標

1 利 益 率

項目	平成22年度	平成23年度	増減
総 資 産 経 常 利 益 率	0. 19%	0. 17%	△0. 02%
資 本 経 常 利 益 率	4. 85%	4. 26%	△0. 59%
総資産当期純利益率	0. 13%	0. 10%	△0. 03%
資 本 当 期 純 利 益 率	3. 38%	2. 60%	△0. 78%

(注) 1. 総資産経常 (当期純) 利益= 経常 (当期純) 利益- 総資産 (除く債務保証見返り) 平均残高- ×100

 資本経常(当期純)利益率 = -経常(当期純)利益 純資産勘定平均残高

2 貯貸率・貯証率

	区分						平成22年度	平成23年度	増減
貯	貸	率	期			末	16. 43%	14. 63%	△1.80%
	貝	华	期	中	平	均	17. 33%	15. 66%	△1. 67%
田士	≑π *	率	期			末	7. 16%	6. 76%	△0. 40%
貯	証	平	期	中	平	均	7. 29%	6. 90%	△0. 39%

 (注) 1. 貯貸率 (期末)
 =
 貸出金残高
 ×100
 3. 貯証率 (期末)
 =
 有価証券残高
 ×100

 2. 貯貸率 (期中平均) =
 貸出金平均残高
 4. 貯証率 (期中平均) =
 有価証券平均残高
 ×100

3 職員一人当たり指標

	(畄.	<i>(</i>	エ	ш	ľ
,	(半)	11/			ı.

項	目	平成22年度	平成23年度	増減
与 田 東 米	貯 金 残 高	_	1, 094, 174	_
信用事業	貸出金残高	_	160, 147	_
共済事業	長期共済保有高	_	1, 918, 400	_
经济事業	購買品供給高	_	1, 724	_
経済事業	販売品取扱高	_	1, 410	_

- (注) 1. 当該項目は、平成23年度から新たに開示しているため、「平成22年度」および「増減」については、「一」表示としています。
 - 2. 平成23年度末の数値を338人で除して算出しています。

4 一店舗当たり指標

									(単位:千円)		
	項		目	l		平成22年度	平成23年度	増	減		
貯	金		残		高	_	16, 810, 501		_		
貸	出	金	金 残		金残			_	2, 460, 446		_
長	期 共	済	保	有	高	_	29, 473, 604		_		

- (注)1. 当該項目は、平成23年度から新たに開示しているため、「平成22年度」および「増減」については、「一」表示としています。
 - 2. 平成23年度末の数値を22店舗で除して算出しています。

経営資料 ∨バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示

- ○農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成19年3月23日付 金融庁・農林水産省告示第4号 バーゼルⅡ第3の柱)として開示しています。
- ○「定性的な開示事項」の前年度(平成22年度)の記載については、以下(平成23年度)と同内容のため、記載を省略しています。

=●バーゼルⅡ(新BIS規制)とは*=*==

バーゼルⅡ(新BIS規制)とは、前身であるバーゼルⅠに対して、より高度なリスク計算手法を取り入れた金融機関の自己資本比率に関する国際的な統一基準です。スイスの国際決済銀行(BIS)に事務局を置くバーゼル銀行監督委員会により導入され、わが国でも、平成19年3月末決算からJAグループをはじめ全金融機関に対して適用されています。

バーゼルⅡでは、自己資本比率(国際統一基準8%以上、JA等国内金融機関は4%以上)の算出にあたり、分母となる信用リスク等の評価方法をより精緻化(第1の柱)するとともに、自己管理を前提とした統合的なリスク管理状況に対する監督当局の検証(第2の柱)と、適切な情報開示により利用者からのチェック機能を働かせること(第3の柱)で、各金融機関の経営健全化と金融システム全体の維持をはかることが目的とされています。

《定性的な開示事項》

1. 自己資本比率の状況等

◇自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保につとめるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、平成24年3月末における自己資本比率は、17.56%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額 1,122百万円(前年度1,116百万円)

当組合は、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実につとめています。

2. 信用リスクに関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。 また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R& I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシス゛ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)
(注)「ロット・ホーノ」」」は、水子次立とロナナスとはに立西も立つ次十年には出土スとはの世口のでして土

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には預金や貸出金・有価証券等が該当します。

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。信用リスク削減手法として、「適格 金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

経営資料 ∨バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合では、オペレーショナル・リスクを、事務リスクとシステムリスクの二つに分けて管理しています。各リスクの管理方針等については、8ページをご覧下さい。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合では、自己資本比率の算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

7. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の外部出資として計上されているものをいい、当組合においては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資先については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金(外部出資等損失引当金)の計上や直接償却(外部出資等償却)を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

8. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在するなかで 金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールにつとめています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に 2%変動した時(ただし 0%を下限)に発生する経済価値の変化額(低下額)を金利リスク量として四半期ごとに算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金の うち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去 5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5 年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

算出した金利リスク量は、四半期ごとにALM・リスク管理委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

《定量的な開示事項》

1. 自己資本の構成に関する事項

		亚世22左帝	平位:十円)
	項目	平成22年度	平成23年度
	出	1, 116, 208 (—)	1, 122, 461 (—)
	回 転 出 資 金	_	_
	再 評 価 積 立 金	_	_
	資 本 準 備 金	22, 249	22, 249
	利 益 準 備 金	2, 232, 416	2, 244, 922
基本的項目	任 意 積 立 金	11, 695, 048	12, 044, 519
(Tier1)	次 期 繰 越 剰 余 金	444, 503	448, 448
	処 分 未 済 持 分	△6, 028	△6, 160
	その他有価証券の評価差損	_	_
	営 業 権 相 当 額	_	_
	企業結合により計上される無形固定資産相当額	_	_
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額	_	_
	計 (A)	15, 504, 397	15, 876, 441
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	_	_
	一 般 貸 倒 引 当 金	203, 768	187, 510
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	_	_
補完的項目 (Tier2)	負 債 性 資 本 調 達 手 段	_	_
(11012)	期 限 付 劣 後 債 務	_	_
	補 完 的 項 目 不 算 入 額	_	_
	計 (B)	203, 768	187, 510
自己	資 本 総 額 (C)=(A)+(B)	15, 708, 165	16, 063, 951
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	_	_
	負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの	_	_
	期限付劣後債務およびこれに準ずるもの	_	_
控除項目	非同時決済取引に係る控除額および信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	_	_
	基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I / O ストリップス	_	_
	控 除 項 目 不 算 入 額	_	_
	計 (D)	_	_
自己	資 本 額 (E)=(C)-(D)	15, 708, 165	16, 063, 951
	資産 (オン・バランス) 項目(F)	80, 197, 332	84, 825, 742
リスク・ア	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目 (G)	_	_
セット等	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額(日)	6, 622, 361	6, 613, 755
		86, 819, 694	91, 439, 497
基本的項目	(Tier1) 比率 =(A)/(I)×100	17. 85%	17. 36%
自己資	= (E)/(I)×100	18. 09%	17. 56%

⁽注) 1. 本表記載の数値等は、金融庁・農林水産省告示(農業協同組合法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準)に定められた算式で、平成22年度末は実績値であり、平成23年度末(当期末)は前記貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案に基づき算定したものです。

^{2.} 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

^{3.} 平成20年度末より平成20年金融庁・農林水産省告示第22号(上記(注1)の告示の特例)が適用されたことに伴い、平成22年度および平成23年度ともにその他有価証券の評価損を勘案せずに基本的項目を計算することとされましたが、当組合においては、当該告示の特例による基本的項目への影響はありません。

経営資料 VバーゼルⅡ第3の柱に基づく開示

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:千円)

			平成2	2年度	平成23年度		
	項	目	リスク・ アセット	所 要 自己資本額	リスク・ アセット	所 要 自己資本額	
イ. 信用リス	マク・アセット及び所要自	己資本額の合計	80, 197, 332	3, 207, 893	84, 825, 742	3, 393, 029	
	生的手法が適用されるポー フスポージャー	・トフォリオごとの					
a	我が国の中央政府及び中	央銀行向け	_	_	_	_	
b	我が国の地方公共団体向	け	_	_	_	_	
c 1	地方公共団体金融機構		_		_	_	
c 2	我が国の政府関係機関	句け	120, 500	4, 820	120, 402	4, 816	
d	地方三公社向け		_	_	_	_	
е	金融機関及び第一種金融	商品取引業者向け	61, 864, 854	2, 474, 594	64, 705, 090	2, 588, 203	
f	法人等向け		1, 504, 631	60, 185	1, 504, 104	60, 164	
g	中小企業等向け及び個人	向け	216, 350	8, 654	207, 246	8, 289	
h	抵当権付住宅ローン		217, 640	8, 705	176, 811	7, 072	
i	不動産取得等事業向け		1, 031, 195	41, 247	889, 179	35, 567	
j	3ヵ月以上延滞等		_	_	176	7	
k	信用保証協会等		3, 564, 266	142, 570	3, 333, 250	133, 330	
1	共済約款貸付		_	_	_	_	
m	出資等		9, 082, 105	363, 284	11, 344, 010	453, 760	
n	その他		2, 595, 789	103, 831	2, 545, 469	101, 818	
②証券	*化エクスポージャー		_	_	_	_	
ロ. オペレー	-ショナル・リスク		6, 622, 361	264, 894	6, 613, 755	264, 550	
ハ. 総所要自	1己資本額	(1+0)	86, 819, 694	3, 472, 787	91, 439, 497	3, 657, 579	

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
 - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 - 4. 「その他」には、現金・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれています。
 - 5.「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 6. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当組合では基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ・8%

7. 総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

1	①信用リスクに関するエクスポージャーおよび3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位: 千円)											
				平成22年	F度		平成23年度					
	項	目	信用リスク			3 ヵ月 以上延	信用リスク			3 ヵ月 以上延		
	久	н	エクスポー ジャー期末 残高	うち貸出金	うち債券	滞エク スポー ジャー	エクスポー ジャー期末 残高	うち貸出金	うち債券	滞エク スポー ジャー		
	農	業	18, 379	18, 379	_	_	14, 800	14, 800	_	_		
	林	業	_		_	_			_	_		
法	水	産 業	_	_	_	_	_	_	_	_		
14	製	造 業	_		_	_			_	_		
	鉱	業	_		_				_	_		
	建設	• 不動産業	18, 500	18, 500	_	_	_	_	_	_		
		ガス・給・水道業	_	_	_	_	_	_	_	_		
	運輸	通信業	1, 205, 008	_	1, 205, 008	_	1, 204, 025	_	1, 204, 025	_		
	金融	• 保険業	287, 233, 915	4, 618, 578	2, 014, 311	_	301, 389, 222	4, 617, 989	1, 506, 411	_		
人	+ -	小売・飲食・ ビス業	3, 053, 413	44, 826	3, 008, 587	_	3, 028, 430	20, 222	3, 008, 208	_		
, (日本	国政府· 公共団体	34, 540, 840	15, 086, 499	19, 454, 340	_	32, 506, 991	13, 196, 058	19, 310, 932	_		
	上	記以外	9, 082, 105	_	_	_	11, 344, 010	_	_	_		
個		人	39, 581, 497	39, 111, 087		_	36, 833, 921	36, 356, 046	_	503		
そ		の他	5, 310, 348	_	_	_	5, 213, 756	_	_	_		
3	業 種	別 合 計	380, 044, 007	58, 897, 872	25, 682, 247	_	391, 535, 160	54, 205, 117	25, 029, 578	503		
1	年	以下	267, 435, 596	486, 297	643, 023		297, 076, 127	1, 223, 636	606, 116			
1	年 超	3年以下	18, 844, 148	2, 885, 916	1, 708, 216		9, 598, 438	8, 433, 421	1, 165, 016			
3	年 超	5年以下	15, 493, 635	11, 383, 369	4, 110, 266		15, 409, 598	2, 357, 474	13, 052, 123			
5	年 超	7年以下	14, 967, 902	2, 750, 053	12, 217, 848		8, 126, 268	2, 921, 468	5, 204, 800			
7	年超]	10年以下	9, 964, 886	3, 462, 136	6, 502, 750		7, 927, 327	3, 425, 949	4, 501, 378			
10		年 超	33, 419, 965	32, 919, 823	500, 142		31, 518, 427	31, 018, 285	500, 142			
期	限の定め	りのないもの	19, 917, 873	5, 010, 275	_		21, 878, 973	4, 824, 882	_			
3	残存期	間別合計	380, 044, 007	58, 897, 872	25, 682, 247		391, 535, 160	54, 205, 117	25, 029, 578			

- (注) 1. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。 2. 「その他」には、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーが含まれています。具体的には、現金、固定資産等です。 3. 平成22年度および平成23年度における信用リスクに関するエクスポージャー全体での期末残高と期中のリスク・ポジションとの大幅な乖離はありません。 ません。
 - 4. 当組合は、国内を中心として事業活動を行っているため、「地域別」の記載を省略しています。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:千円)

	項	目	平成22年度				平成23年度				
	坦	Ħ	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
-	一般貸	倒引当金	214, 729	203, 768	214, 729	203, 768	203, 768	187, 510	203, 768	187, 510	
1	別 貸	倒引当金	_	_	_		_	3, 164		3, 164	
	法	人	_	_	_		_		_	_	
	個	人	_	_	_	_	_	3, 164	_	3, 164	
	合	計	214, 729	203, 768	214, 729	203, 768	203, 768	190, 675	203, 768	190, 675	

⁽注) 当組合は、国内を中心として事業活動を行っているため、「地域別」の記載を省略しています。

③貸出金償却の額

該当項目はありません。

経営資料 Ⅴ バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示

④標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分

(単位:千円)

項目	目		平成22年度		平成23年度				
块 口		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計		
リスク・ウェイト	0%		37, 740, 620	37, 740, 620	_	35, 378, 216	35, 378, 216		
リスク・ウェイト	10%		36, 847, 662	36, 847, 662		34, 536, 517	34, 536, 517		
リスク・ウェイト	20%		283, 703, 199	283, 703, 199		297, 929, 306	297, 929, 306		
リスク・ウェイト	35%		621, 829	621, 829		505, 176	505, 176		
リスク・ウェイト	50%	3, 008, 587	_	3, 008, 587	3, 008, 208	3, 518	3, 011, 727		
リスク・ウェイト	75%		288, 466	288, 466		276, 328	276, 328		
リスク・ウェイト]	100%		17, 833, 640	17, 833, 640		19, 897, 888	19, 897, 888		
リスク・ウェイト]	150%		_			_	_		
その	他		_	_	_	_	_		
自己資本控队	余 額		_	_	_	_	_		
合 計	<u> </u>	3, 008, 587	377, 035, 420	380, 044, 007	3, 008, 208	388, 526, 952	391, 535, 160		

⁽注) 1.「格付あり」とは、リスク・ウェイト算定において格付を適用しているエクスポージャー、「格付なし」とはリスク・ウェイト算定において格付を 適用していないエクスポージャーのことです。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

	平成2	2年度	平成23年度		
- 現 日	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証	
地方公共団体金融機構	_	_	_	_	
わが国の政府関係機関向け	_	_	_	_	
地方三公社向け	_	_		_	
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	_	_		_	
法 人 等 向 け	_	_		_	
中小企業等向けおよび個人向け	13, 456	_	1, 400	_	
抵当権付住宅ローン	_	_		_	
不動産取得等事業向け	_	_		_	
3 ヵ 月 以 上 延 滞 等	_	_	_	_	
そ の 他	_	_	_	_	
合 計	13, 456	_	1, 400	_	

⁽注) 1. 「その他」は、「中小企業等向けおよび個人向け」に含まれない個人向けエクスポージャー等です。 2. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当項目はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当項目はありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

①出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:千円)

項	目	平成2	2年度	平成23年度			
- 現 日		貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価		
上	場	_		_	_		
非	上 場	9, 082, 105	9, 082, 105	11, 344, 010	11, 344, 010		
合	計	9, 082, 105	9, 082, 105	11, 344, 010	11, 344, 010		

②出資等エクスポージャーの売却および償却にともなう損益の額 該当項目はありません。

- ③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) 該当項目はありません。
- ④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等) 該当項目はありません。

8. 金利ショックに対する経済価値の増減額

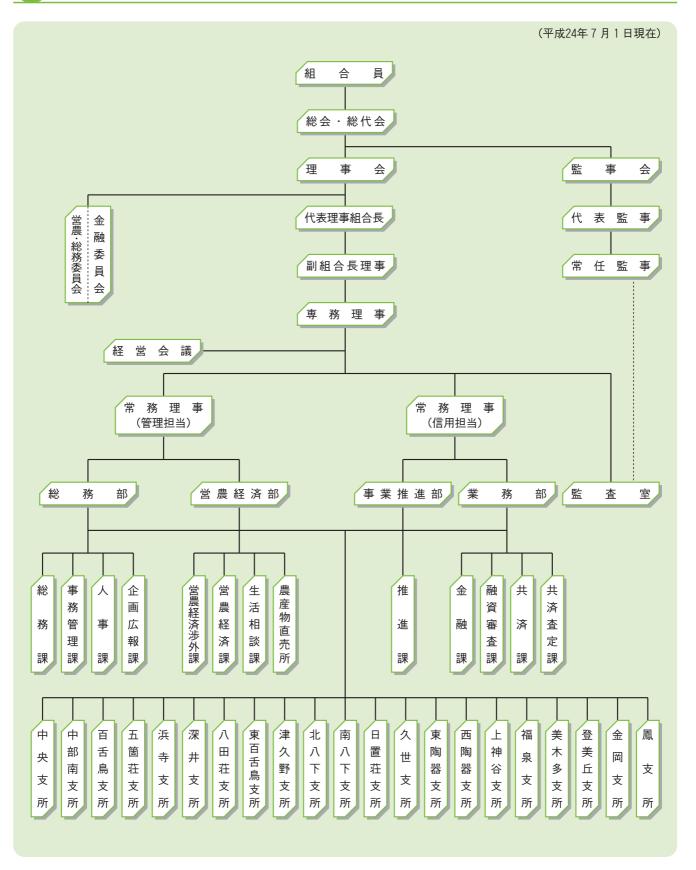
項	目	平成22年度	平成23年度
金利ショックに対す	る経済価値の増減額	△1, 302, 797	△555, 086





JAの概要





役員一覧

●理 事 (平成24年7月1日現在)

役 職 名		氏	名		代表権	役	職	名		氏	名	ı	代表権
代表理事組合長	圡	Щ	和	英	有	理		事	藤	井	紘	_	無
副組合長理事	田	中	源二島	凯	無		//		Щ	内	正	信	"
専 務 理 事	寺	下	三島	凯	"		11		南	山	眞	_	"
常務理事(管理担当)	藤	原	嘉	広	"		//		大	畑	敏	博	"
常務理事(信用担当)	細	田	茂	欠	"		//		吉	田	_	之	"
理 事	雛	本	宜	之	"		11		中	谷	鍊	_	"
"	上	總	茂	則	"		//		大	仲	昌	彦	"
"	石	田	保	晴	"		//		奥	野	扌	石	"
"	早	Ш	功		"		11			朱	弘	明	"
"	中	尾	清 看	春	"		11		橋	本	征	吾	"
"	霜	野	繁	台	"		//		髙	槻	清	彌	"
"	浅	尾	文	男	"		//		西	野	_	郎	"
"	中	辻	健言	司	"		//		釒	建	啓	子	"

- (注) 1. 細田茂次は、農協法第30条第3項に定める信用事業を担当する専任の理事です。 2. 圡山和英、寺下三郎、藤原嘉広および細田茂次は、農協法第30条第3項の常勤理事です。

●監事

(平成24年7月1日現在)

役 職	名		氏	名	
代 表 監	告 事	西	井	史	男
常任	岳 事	浅	井	正	t
監	事	堀	内	悦	男
"		井	上	修	_
"		伊	藤	裕	幸

- (注) 1. 伊藤裕幸は、農協法第30条第12項に定め (順不同)
 - る員外監事です。 2. 浅井 武は、農協法第30条第13項に定める常勤監事です。

								(単位:人、団体)
		<u> </u>		分	•		平成22年度	平成23年度
正	個					人	6, 144	6, 035
組	法	農	事	組行	} 法	人	1	1
正組合員	人	そ	0	他	り法	人	_	_
負	計						6, 145	6, 036
s.tt.	個					人	16, 363	17, 228
准	農	業	協	同	組	合	_	_
組入	農	事	組	合	法	人	_	_
准組合員	そ	0)	他	の	団	体	_	1
~			Ē	十			16, 363	17, 229
合 計							22, 508	23, 265

4 組合員組織の状況

								(単位:	人)
	組	織	名		構	成	員	数	
野	菜	振	興	会				461	
緑	花	振	興	会				20	
果	樹	振	興	会				43	
4	Н	ク	ラ	ブ				20	
観	光農	業	振興	会				30	
農	作 業	受 託	協議	会				9	
酪	農	協	議	会				18	
女		性		会				2, 035	
資	産管	理	研 究	会				762	
年	金	友	の	会				2, 390	

(注) 組織名については7月1日現在を、構成員数については3月31日現在を基準として記載しています。

(平成24年7月1日現在)

(順不同)

JAの概要

6 地区一覧

JA堺市の地区は、堺市です。ただし、堺市美原区の区域は、大饗、菩提、小寺に限ります。

●事務所および主要施設の所在地



7店舖一覧

■事 務 所 (平成24年 7 月 1 日現在)

施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号	事業内容	ATM 設置台数
本 所	593-8301	堺市西区上野芝町2丁1番1号	278-3333	総合・相談その他	1台
営農センター	599-8242	中区陶器北56-2	234-1900	購買•販売•利用•指導• 相談	_
農産物直売所	590-0125	南区鉢ヶ峯寺2036-1	296-9926	販売	_
生活センター	599-8272	中区深井中町1455-3	270-5454	加工•指導	_
中央支所	590-0005	堺区南清水町2丁4-1	238-3107	総合	1台
中部南支所	590-0814	堺区石津町3丁4−1	241-2785	総合	1台
百舌鳥支所	591-8037	北区百舌鳥赤畑町5丁743-4	252-2528	総合	1台
五箇荘支所	591-8005	北区新堀町2丁103	252-0403	総合	1台
浜 寺 支 所	592-8348	西区浜寺諏訪森町中3丁244-25	262-0122	総合	1台
深井支所	599-8272	中区深井中町1454-1	278-0112	総合	1台
八田荘支所	599-8267	中区八田寺町226-1	271-1541	総合	1台
東百舌鳥支所	599-8232	中区新家町253-1	237-5461	総合	1台
津久野支所	593-8322	西区津久野町2丁9-11	271-5821	総合	1台
北八下支所	591-8012	北区中村町253-6	252-0054	総合	1台
南八下支所	599-8103	東区菩提町5丁232	285-0129	総合	1台
日置荘支所	599-8114	東区日置荘西町3丁13-8	285-0023	総合	1台
久 世 支 所	599-8251	中区平井122-2	278-0122	総合	1台
東陶器支所	599-8242	中区陶器北455-1	237-5101	総合	1台
西陶器支所	599-8246	中区田園575-7	236-5481	総合	1台
上神谷支所	590-0121	南区片蔵30	297-0521	総合	1台
福泉支所	593-8312	西区草部182-2	273-4051	総合	1台
美木多支所	590-0136	南区美木多上44-1	297-0621	総合	1台
登美丘支所	599-8126	東区大美野65-4	235-1551	総合	1台
金岡支所	591-8022	北区金岡町1088	252-0027	総合	1台
鳳 支 所	593-8326	西区鳳西町1丁76-2	263-6112	総合	1台
合	計	25ヵ所			22台

⁽注)事業内容欄の総合とは、信用・共済・購買・販売・指導事業をいいます。

■店外ATM

施 設 0	D 名 称	所 在 地	ATM設置台数
大庭寺キャッシュ	サービスコーナー	堺市南区大庭寺106-4	1台
鳳北キャッシュナ	ナービスコーナー	西区鳳中町2丁50-2	1台
合	計	2ヵ所	2 台

JAの概要

8 沿革・あゆみ

昭和44年3月

堺市内19農協が合併し「堺市農業協同組合」 発足



昭和44年3月1日、19農協の合併で堺市農業協同組合が発足した

9月

『堺市農協情報』創刊(平成5年4月『CR OP』に改称)

昭和46年5月

堺市農協農業会館(本所)完成



46年5月に完成した堺市農協農業会館

昭和47年5月

旧金岡・鳳農協と合併し、一市一農協として 発足

昭和49年5月 昭和51年6月

全国農協初の独自オンラインシステムの稼動 育苗センター完成(昭和56年4月「営農セン ター」に改称)

9月

第1回小学生夏休み児童作品コンクール開催



第1回小学生夏休み児童作品コンクール開催

昭和51年11月

第1回堺市農業祭開催・営農テレホンサービ ス開始(TEL 072-277-3591)



「街に緑を農業に未来を」をテーマに第1回堺市 農業祭が開催された

昭和53年9月

「営農フェア」開催 (現在の「JAフェア」の前身)

昭和54年3月

合併10周年記念式典挙行

昭和56年4月

外務 (渉外) 担当職員設置

6月

堺市農業研修センター完成 計画(予約)購買制度スタート

昭和57年12月 昭和58年5月

第1次中期経営計画策定(以後3年ごとに策

定。現在第10次同計画を実践中)

昭和59年1月

営農外務員制度導入

8月

全銀内国為替制度に加盟

12月

第1次地域農業振興計画策定(以後5年ごとに策定。現在第6次同計画を実践中)

昭和60年10月

ATM全店舗に設置

昭和61年7月

堺市農協資産管理連絡協議会発足

昭和63年6月

学経理事制導入

9月

年金友の会連絡協議会発足合併20周年記念式典挙行

平成元年3月

土曜組合員相談室開設

4月 土曜 6月 長期

長期共済保障保有高3,000億円達成

9月

婦人会(女性会の前身)結成20周年記念大会

開催

11月

ハンディ端末機導入

JA堺市独自制作の農業啓発小冊子「わたし

たちの農業」を堺市内全小学校の3年生児童

に寄贈(現在まで毎年実践中)

平成2年4月

平成2年3月

営農情報紙『わかば』創刊

8月

貯金残高2,000億円達成

平成3年10月

農産加工所(生活センター)開所

平成4年4月

農協CIを導入し、愛称「JA堺市」設定



愛称を「JA堺市」に

平成5年7月

資産管理情報誌『みのり』創刊

平成7年4月 新

新土壌分析システム導入

平成9年1月

本所機構の改革実施(5部2室12課制)

平成10年3月

JA全中から「平成9年度優良農業協同組合

表彰」受賞



JA全中「平成9年度優良農業協同組合表彰」を 受ける津塩前組合長

10月 鳳南支所、大庭寺・

鳳南支所、大庭寺・鳳北出張所を、福泉支所、

鳳支所に統合

11月 購買品配送体制の合理化(8支所を対象に試

行) 実施

平成11年3月 合併30周年記念式典挙行

8月 府から「特定組合」の承認を受ける(余裕金

運用基準の緩和)

9月 女性会結成30周年記念式典挙行

10月 証券投資信託の取り扱い開始

平成12年4月 ALM (資産と負債の総合管理) 委員会設置

4月 農業公園 堺・緑のミュージアム『ハーベストの丘』開園。同所に地場農産物を販売する 『農産物直売所』設置

12月 コンプライアンス (法令等順守)・マニュア

ル制定

平成13年6月 ホームページ開設

7月 長期共済保障保有高6,000億円達成

平成14年1月 JASTEM(信用事業新電算システム)へ

移行

4月

平成15年3月 JA全中から「平成14年度特別優良農業協同

組合表彰」受賞

平成16年2月 第3回JAバンク全国大会で「優績表彰」受賞

大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」のトレー サビリティーシステムをJA堺市のホームペ

ージに導入

平成17年3月

「堺市農業協同組合個人情報保護方針」と「セキュリティ基本方針」を制定

4月 「個人情報保護法に関する法律」施行

8月 貯金残高3,000億円達成

10月 経済事業改革にともなう組織整備。営農部と

経済部を統合し「営農経済部」を設置

11月 営農センター購買倉庫・購買店舗営業開始

平成18年4月 「ハーベストの丘農産物直売所」の指定管理

者となる

平成19年5月 営農センター育苗施設をリニューアル

12月 「こども110番運動」をスタート

平成20年1月 本所総務部にコンプライアンス担当を設置

3月 新型残留農薬検査機導入

4月 全ATMの日曜・祝日稼働開始

4月 「内部統制システムに関する基本方針」制定

5月 中部南支所新事務所竣工

平成21年4月 ホームページに食農教育コーナー、農産物直

売所コーナー、モバイルサイトの新設

5月 上神谷支所新事務所竣工

6月 学校給食への地場産タマネギの提供開始

6月 「利益相反管理方針」の制定

12月 「ハーベストの丘農産物直売所」新築オープン

「金融円滑化にかかる基本的方針」の制定

5月 JA全共連から共済保有額純増率全国1位で

特別優績表彰受賞

12月 「ハーベストの丘農産物直売所」オープン1



愛称「またきて菜」に決定

平成23年3月 食農教

食農教育用DVD「私たちのまち"堺のみの

り"」を制作

9月 東百舌鳥支所新事務所竣工

10月 ALM委員会を母体とした、ALM・リスク

管理委員会を設置

平成24年3月

平成22年1月

食農教育用DVD「私たちのまち "堺のみのり"」の教師教材用マニュアル本 (ワークシート付) を制作



食農教育DVD「私たちのまち"堺のみのり"」と教師教材用マニュアル本

開示項目一覧

	農業協同組合法施行規則第204条に基づく開示項目】	5.	組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
1.	組合の概況および組織に関する事項		貸借対照表、損益計算書	28
	業務の運営の組織		剰余金処分計算書または損失金処理計算書	39
	理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名 63		貸出金のうち下に掲げるものの額および合計額	
	当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する事項 63		破綻先債権に該当する貸出金、延滞債権に該当する貸出金	
	事務所の名称および所在地		3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金、貸出条件緩和債権	
			に該当する貸出金	
2.	組合の主要な業務の内容17		元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託され	
•	40 A - N. T. J. W. W. L. 199 J T.		た信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、	
3.	組合の主要な業務に関する事項		3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当する	
	直近の事業年度における事業の概況 4		ものの額並びにその合計額	
	直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 42		貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	
	経常収益、経常利益または経常損失、当期剰余金または当期損失金		貸出金償却の額	
	出資金および出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高		下の取得価額または契約価額、時価および評価損	50
	貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率		有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、	
	法第52条第2項の区分毎の剰余金の配当の金額、職員数		金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
	直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官	
	主要な業務の状況を示す指標		が別に定める事項	54
	①事業粗利益および事業粗利益率 … 43			
	②資金運用収支、役務取引等収支およびその他事業収支 43	[-	その他の開示項目(任意開示項目)】	
	③資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回り		あいさつ	1
	および総資金利ざや 43		経営理念	2
	④受取利息および支払利息の増減 43		経営方針	2
	⑤総資産経常利益率および資本経常利益率 ・・・・・・・・・・・・・・・53		経営管理体制	2
	⑥総資産当期純利益率および資本当期純利益率 53		農業振興活動	2
	貯金に関する指標		地域貢献情報等	3
	①流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 … 44		事業活動のトピックス	6
	②固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金およびその他		利用者保護等への取り組み	11
	の区分ごとの定期貯金の残高 44		利益相反管理方針の概要	11
	貸出金等に関する指標		反社会的勢力への対応	
	①手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高 45		金融円滑化への取り組み	
	②固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高 45		内部統制システムに関する基本方針	
	③担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保		系統セーフティネット	
	物、農業信用基金協会保証その他保証および信用の区分をい		キャッシュ・フロー計算書	
	う。)の貸出金残高および債務保証見返額 45		部門別損益計算書	
	④使途別(設備資金および運用資金の区分をいう。)の貸出金残高 … 45		財務諸表の正当性等にかかる確認	
	⑤業種別の貸出金残高および当該貸出金残高の貸出金の総額に		貯金の科目別期末残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	対する割合		貸出金の科目別期末残高	
	⑥主要な農業関係の貸出実績		金融再生法開示債権の状況	
	⑦貯貸率の期末値および期中平均値 53		開示債権と自己査定の相関図	
	有価証券に関する指標		為替業務等取扱実績	
	①有価証券の種類別の平均残高		共済事業取扱実績	
	②商品有価証券(商品国債、商品地方債、商品政府保証債およ		購買事業取扱実績	
	び貸付商品債券の区分をいう。)の平均残高49		販売事業取扱実績	
	③有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券お		利用事業	
	よび外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分をいう。)		指導事業	
	の残存期間別の残高		職員一人当たり指標 ····································	
	④貯証率の期末値および期中平均値 53		- 店舗当たり指標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		組合員数	
1	組合の業務運営に関する事項		租合員数 組合員組織の状況	
4.	利日の未務理名に対する事項 リスク管理の体制		地区一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5 法令順守の体制 9 法令順守の体制 9		<u>地区一見</u> 沿革・あゆみ ····································	
	会融ADR制度への対応		10年 のツップ	00
	业賦八刀八門区、ツ州心 14			

(50音順)

●大阪エコ農産物

農薬の使用回数、化学肥料(チッソ・リン酸)の使用量が大阪府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するもの

●円Libor(ライボー)

円のロンドン銀行間取引金利のこと、資金調達コストの基準

●オペレーショナル・リスク

職員の事務事故やシステム障害などによるリスクのことをいう。新BIS規制では、1年間の粗利益に15%を乗じて得た値の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスクとする。

●価格変動リスク

市場性リスクの1つの形態で、投資した金融資産の価格が変動することにより当初期待した収益(リターン)と異なる結果になること

●ガバナンス

企業統治。組合の内部統制の仕組みや不正行為を防止する機能

●キャッシュ・フロー

一定期間内に企業が出し入れした資金の額

●金利変動リスク

市場性リスクの1つの形態で、金利変動による債券価格が変動すること

●コンプライアンス

法令等順守。企業が「消費者契約法」などに定められた民事ルールや行政規制などの取り締まりルールを守るだけでなく、その実効性を高めるために自主行動基準を設定し、企業内倫理を確立し、順守すること

●資金繰りリスク

流動性リスクの1つの形態で、資金繰りがつかなくなり、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金 調達を余儀なくされること

●市場性リスク

株式市場や債券市場などの市場に投資する際に被らなければいけないリスク

●市場流動性リスク

流動性リスクの1つの形態で、市場の混乱等により不利な価格での取引を余儀なくされること

●信用リスク

貸出債権の債務者や国債・社債等の債券発行事業体が、債権を履行できなくなるリスク

●新BIS規制

2007年から導入された国際基準の自己資本比率規制

●スワップレート

前述の円Libor等の代表的な変動金利と交換対象となる固定金利のこと

●内部統制システム

組合が健全な経営を行うため ①業務の有効性および効率性 ②財務報告の信頼性 ③法令等の順守 ④資産の保全 を目的に構築するしくみ

●ポートフォリオ

資産を複数の金融商品に分散投資すること、またはその投資した金融商品の組み合わせ

●リスク

損失や不都合を生む可能性を指す。総括して「危険性」

●リスク・アセット

定められた危険率に応じて配分した金融資産

●リスクフリーレート

誰でもリスクなしで得ることができる金利

●リスクヘッジ

リスクを回避・低減する工夫をすること

●流動性リスク

現金等の流動資産の調達運用に関わるリスク

• A L M

資産(A:アセット)と負債(L:ライアビリティー)を総合的に管理(M:マネジメント)することにより、 金利変動や為替相場の変動などの市場リスクと流動性リスクを管理する手法のこと

● I Cキャッシュカード

偽造や不正な読み取りが困難なIC(半導体集積回路)を内蔵し、高い安全性を確保したカード

●TAC (タック)

とことん(T)・会って(A)・コミュニケーション(C)をキャッチコピーに全農が定めた「地域農業の担い手に出向くJA担当者」の呼称で、情報の提供と意見・要望の汲み上げによる地域農業のコーディネートを主務とする



JA堺市 ディスクロージャー誌

発 行 日 平成24年7月30日 編集、発行 堺市農業協同組合 〒593-8301 堺市西区上野芝町2丁1番1号 TEL 072-278-3333

http://www.ja-sakai.or.jp

